

# 周禮疏序譯注

池田秀三

## 解題

ここに譯出したのは、唐の賈公彦著す所の『周禮疏』卷頭に載する自序である。この序文は二部に分れている。前半は官制の沿革を論じた本來の序、後半は『周禮』の發現およびその興廢の歴史を述べたもので「序周禮廢興」と題されており、しばしば單獨でも行われている。

著者賈公彦の傳記は『舊唐書』卷一八九儒學傳にあるが、わずかに二十九字の極めて簡單なもので、永年縣（河北省）の人で永徽中（六五〇～六五六）に大學博士となり、『周禮疏』を著したと述べるに過ぎない。このように賈氏の履歷・生平のほとんどは不明であるが、その名は中國學術史上最も著名な部類に屬する。それは全くその『周禮疏』『儀禮疏』の二書が現存するによるのである。

この二つの疏については今さら紹介の必要はあるまい。それぞれ『周禮』『儀禮』を讀む者の津梁であるとともに、清朝考證學の成

果を経た現在でもなお經書注釋の最高峰たる地位を失っていない。

二疏ともどもかように優れたものではあるが、賈氏の力は鄭玄と同様、より多く『周禮』に注がれたものようである。『周禮疏』こそ賈氏の學問の集大成であつた。そして自序はまたその精髄である。

この序文は單なるはしがきではない。賈氏がその全ての力量を込めた堂々たる論文である。それ故この序文は從來も重視され、就中「序周禮廢興」は周禮學史および禮學史の基本文獻として、經學者に常に引用されてきた。『周禮』に反對する者の立場に於てもまたその重要性は認められ、「瀆亂不驗」「六國陰謀之書」はその常套語である。

が勿論、經書を聖典とせぬ現在の我々にとって、これまでの經學者のように、賈氏の説を金科玉條とする必要はない。特に前半の官制の沿革を論じた部分の如きは全くの机上の空論であり、歴史資料としての價值は皆無である。しかしながら、この序文の價值はそこに止まるものではない。

かつて吉川幸次郎氏は、『尙書正義』の價值について論じ、「支那人の思考の形式を最も克明に記述した書物である」ことをその最大のものとし、「支那思想の研究者は、この書物によって支那人の思想そのものを、及びものの考え方を知るべきである」と述べられた（同氏『尙書正義』譯者の序（参照）。まさに至言と思う。かかる立場からみれば、『周禮疏』も『尙書正義』にそれほど劣らぬ價值を有している。否、『正義』に比べてより個人的著作としての性格が多いだけ、むしろより價值があるともいえよう。より個人の息づかいに密着でき、またより體系性が強いからである。そしてその體系化の基本が周官の完璧圓滿なる組織構築にあるからには、この官制の沿革を述べた序文には、賈氏の思考法の全てが盡くされているといつても過言ではあるまい。少なくとも一つの典型たるを失わぬ。ところが、かように重要な文獻であるにも拘らず、いや重要であればこそかえって部分的引用に止まり、序文全體が考察の対象とされることは少なかつたようである。本邦に於ても、いわゆる周哲點『周禮』に訓點が附されているぐらいで、序文全體を論じたものは未だ知らない。『周禮』全篇については最近、原田種成校閲、本田二郎著の『周禮通釋』が出版されたが、この序文については訓讀書下し文だけで注解はない。またその訓讀もほぼ周哲點に據られたらしく、疑問な點もなしとしない。今敢えて譯注を草する所以である。序の特徴について詳説する必要はあまりないであろうが、一應次の二點を指摘しておきたい。

その一は、鄭玄に對する尊崇の念の篤いことである。「禮は是れ鄭學」と稱され、禮學者はみな鄭玄に準據するが、賈氏に於てはその態度が一層顯著である。『書』に於ては孔傳を採らずして鄭注に據り、『左傳』に於ては鄭注に基くとされる服注を重んずるが如き、また「神にして化するは、其の人に存す」とは鄭玄のこと、と絶賛して擱筆するが如き、その例である。鄭玄一邊倒の彼の立場は、必然的に『五經正義』に對する反撥を生んだと思われる。序文中のあちこちにその傾向が見えているが、『禮記正義』編纂に參畫しながら、別に自ら『禮記疏』を著しているのも、基本的には三禮疏によって己が禮學の體系を完成せんとする意欲からであろうが、一部はその反撥の現れであろう。

特徴のもう一は、進歩的史觀である。必ずしも妥當な言い方でないかもしれないが、一般の尙古主義とは明らかに一線を畫している。「後王」なる語の使用にもその一端が現れている。この史觀はその法治主義的傾向に結びついていくと思われるが、その検討は今後の課題にしたい。

なお本稿は、もと京都大學人文科學研究所に於ける共同研究「先秦文物の研究」班の席上で、『周禮』輪讀の一環として發表したものである。抽譯に對し貴重なる御意見を賜った林巴奈夫班長ならびに班員の方々に心より御禮申し上げる。しかしなお誤りや不備の多いことであろう。（特に本文改訂の恣意に流れたことを恐れている。）博雅の士の御叱正を乞ひ願う。

凡例

一、本文は、嘉慶二十年江西南昌府學重栞宋本（阮刻十三經注疏本）を底本とし、諸本と對校し、諸家の説を参照して新たに作成し、句點を加えたものである。

一、原文を改める場合は全て注記した。但し、底本に多い俗字・缺筆を正字に改めたものは注記していない。

一、譯文では、原文にない語句を補った場合には（ ）でその部分を示し、原文にあっても文脈上原注として扱った方がよいと思われる部分は〔 〕で示した。

一、引用書名は、初出の場合は正名を記し、再出以後は、誤解のないと思われる範圍で適宜省略した。

周禮疏序

唐朝散大夫行太學博士弘文館學士臣賈公彥撰

夫天育蒸民。無主則亂。立君治亂。事實賢輔。但天皇地皇之日。無事安民。降自燧皇。方有臣矣。是以易通卦驗云。天地成位。君臣道生。君有五期。輔有三名。注云。三名。公卿大夫。又云。燧皇始出。握機矩。表計實。其刻曰。蒼牙通靈。昌之成。孔演命。明道經。注云。燧皇。謂人皇。在伏羲前。風姓。始王天下者。斗機云所謂人皇九頭。兄弟九人。別長九州者也。是政教君臣。起自人皇之世。至伏

義因之。故文耀鉤云。伏羲作易名官者也。又案論語撰考云。黃帝受地形。象天文。以制官。伏羲已前。雖有三名。未必具立官位。至黃帝名位乃具。是以春秋緯命曆序云。有九頭紀。時有臣無官位尊卑之別。燧皇伏羲既有官。則其間九皇六十四民有官明矣。但無文字以知其官號也。案左傳昭十七年云。秋。郟子來朝。公與之宴。昭子問焉曰。少皞氏鳥名官。何故也。杜氏注云。少皞金天氏。黃帝之子。己姓之祖也。郟子曰。吾祖也。我知之。昔者黃帝以雲紀。故爲雲師而雲名。注云。黃帝軒轅氏。姬姓之祖也。黃帝受命有雲瑞。故以雲紀事。百官師長。皆以雲爲名號。縉雲氏。蓋其一官也。炎帝氏以火紀。故爲火師而火名。注云。炎帝神農氏。姜姓之祖也。亦有火瑞。以火紀事。名百官也。共工氏以水紀。故爲水師而水名。注云。共工。以諸侯霸有九州者。在神農前大皞後。亦受水瑞。以水名官也。大皞氏以龍紀。故爲龍師而龍名。注云。大皞伏羲氏。風姓之祖也。有龍瑞。故以龍命官也。我高祖少皞摯之立也。鳳鳥適至。故紀於鳥。爲鳥師而鳥名。又云。鳳鳥氏歷正之類。又以五鳥五鳩五雉並爲官長。亦皆有屬官。但無文以言之。若然。則自上以來。所云官者。皆是官長。故皆云師以目之。又云。自顓頊以來。不能紀遠。乃紀於近。是以少皞以前。天下之號象其德。百官之號象其徵。顓頊以來。天下之號因其地。百官之號因其事。事即司徒司馬之類是也。若然。前少皞氏言祝鳩氏爲司徒者。本名祝鳩。言司徒者。以後代官況之。自少皞以上。官數略如上說。顓頊及堯官數。雖無明說。可略而言之矣。案昭二十九年。魏獻子曰。社稷五祀。誰氏之五官。蔡墨對曰。少皞氏有四叔。曰重。

曰該。曰脩。曰熙。實能金木及水。使重爲句芒。該爲蓐收。脩及熙爲玄冥。世不失職。遂濟窮桑。此其三祀也。顓頊氏有子。曰犁。爲祝融。共工氏有子。曰句龍。爲后土。此其二祀也。后土爲社。稷田正也。有烈山氏之子曰柱。爲稷。自夏以上祀之。周棄亦爲稷。自商以來祀之。此皆顓頊時之官也。案鄭語云。重犁爲高辛氏火正。故堯典注。高辛氏之世。命重爲南正司天。犁爲火正司地。以高辛與顓頊相繼無隔。故重犁事顓頊。又事高辛。若稷契與禹事堯。又事舜。是以昭十七年服注。顓頊之下云。春官爲木正。夏官爲火正。秋官爲金正。冬官爲水正。中官爲土正。高辛氏因之。故傳云。遂濟窮桑。窮桑。顓頊所居。是度顓頊至高辛也。若然。高辛時之官。唯有重犁及春之木正之等。不見更有餘官也。至於堯舜。官號稍改。楚語云。堯復育重犁之後。重犁之後。卽羲和也。是以堯典云。乃命羲和。注云。高辛之世。命重爲南正司天。犁爲火正司地。堯育重犁之後。羲和氏和氏之子賢者。使掌舊職天地之官。亦紀於近。命以民事。其時官名。蓋曰稷司徒。是天官稷也。地官司徒也。又云。分命羲仲。申命羲叔。分命和仲。申命和叔。使分主四方。注。仲叔。亦羲和之子。堯旣分陰陽爲四時。又命四子爲之官。掌四時者。字曰仲叔。則掌天地者。其曰伯乎。是有六官。案下驩兜曰共工。注。共工。水官也。至下舜求百揆。禹讓稷契暨咎繇。帝曰。棄。黎民阻饑。汝后稷播時百穀。注。稷。棄也。初堯天官爲稷。又云。帝曰。契。百姓不親。汝作司徒。又云。帝曰。咎繇。汝作士。此三官是堯時事。舜因禹讓述其前功。下文云。舜命伯夷爲秩宗。舜時官也。以先後參之。唯無夏官之名。

以餘官約之。夏傳云。司馬在前。又後代況之。則羲叔爲夏官。是司馬也。故分命仲叔注云。官名。蓋春爲秩宗。夏爲司馬。秋爲士。冬爲共工。通稷與司徒。是六官之名見也。鄭玄分陰陽爲四時者。非謂時無四時官。始分陰陽爲四時。但分高辛時重犁之天地之官。使兼主四時耳。而云仲叔。故云掌天地者其曰伯乎。若然。堯典云。伯禹作司空。四時官不數之者。鄭云。初堯冬官爲共工。舜舉禹治水。堯知其有聖德必成功。故改命司空。以官名寵異之。非常官也。至禹登百揆之任。捨司空之職。爲共工與虞。故曰。垂作共工。益作朕虞。是也。案堯典又云。帝曰。疇咨。若時登庸。鄭注云。堯末時。羲和之子皆死。庶績多闕而官廢。當此之時。驩兜共工更相薦舉。下又云。帝曰。四岳。湯湯洪水。有能俾乂。鄭云。四岳。四時之官。主四岳之事。始羲和之時。主四岳者。謂之四伯。至其死。分岳事置八伯。皆王官。其八伯唯驩兜共工放齊骸四人而已。其餘四人。無文可知。案周官云。唐虞稽古。建官惟百。內有百揆四岳。則四岳之外更有百揆之官者。但堯初天官爲稷。至堯試舜天官之任。謂之百揆。舜卽眞之後。命禹爲之。卽天官也。案尙書傳云。惟元祀。巡守四岳八伯。注云。舜格文祖之年。堯始以羲和爲六卿。春夏秋冬者。并掌方岳之事。是爲四岳。出則爲伯。其後稍死。驩兜共工求代。乃置八伯。元祀者。除堯喪舜卽眞之年。九州言八伯者。據畿外八州。鄭云。畿內不置伯。鄉遂之吏主之。案明堂位云。有虞氏官五十。夏后氏官百。殷二百。周三百。鄭注云。有虞氏官蓋六十。夏百二十。殷二百四十。周三百六十。不得如此記也。昏義云。三公九卿二十七大夫八十一元士。鄭

云。蓋夏制。依此差限。故不從記文。但虞官六十。唐則未聞。堯舜道同。或皆六十。并屬官言之。則皆有百。故成王周官云。唐虞建官惟百也。若然。自高陽已前官名。略言於上。至於帝嚳官號。略依高陽。不可具悉。其唐虞之官。惟四岳百揆與六卿。又堯典有典樂納言之職。至於餘官。未聞其號。夏官百有二十。公卿大夫元士。具列其數。殷官二百四十。雖未具顯。案下曲禮云六大五官六府六工之等。鄭皆云殷法。至於屬官之號。亦蔑云焉。案昏義云三公九卿者。六卿并三孤而言九。其三公又下兼六卿。故書傳云。司徒公司馬司空。各兼二卿。案顧命。太保領冢宰。畢公領司馬。毛公領司空。別有芮伯爲司徒。彤伯爲宗伯。衛侯爲司寇。則周時三公各兼一卿之職。與古異矣。但周監二代。郁郁乎文。所以象天立官。而官益備。此即官號沿革。粗而言也。

## 周禮疏序<sup>①</sup>

唐朝散大夫行太學博士弘文館學士臣賈公彥撰<sup>②</sup>

そもそも天が民衆を生育するにあたり、主となる者がいないと（民衆は）亂れてしまう。<sup>④</sup>（そこで）君主を立ててその亂れを治めさせるのであるが、その事業には賢人の輔佐を必要とする。<sup>⑥</sup>ただ（太古の）天皇・地皇の時代は（なお未開であって）、何事もなくして民衆は安寧であった。<sup>⑤</sup>時代が下って、燧皇の世になってはじめて臣下というものができたのである。『易（緯）通卦驗』に

周禮疏序譯注

天地が（上下の）位を定め、それに則って君臣の道が生じた。<sup>⑧</sup>君主には五つの期があり、臣下には三つの名稱がある。

というのはこのことを指すのであり、その注に三つの名稱とは、公・卿・大夫である。

という。『通卦驗』にはまた

燧皇がはじめて世に現れ、北斗の法を把握して計眞を著し、<sup>⑩</sup>

（それを石に）刻して、「蒼牙が神靈の意志に通じ、昌が完成し、<sup>⑪</sup>

（更に）孔がそれを敷衍して『道經』を明らかにするであろう」と記した。

とあって、その注に

燧皇とは人皇のことである。伏羲の前の時代にいて、風姓ではじめて天下の王となった者である。

という。（即ち）『斗機』に

人皇九頭とは、兄弟九人がそれぞれ別れて九州の長となった者たちである。<sup>⑫</sup>

というのがこれにあたる。以上から、政治教化と君臣關係が人皇の時代から起ったことがわかる。<sup>⑬</sup>

伏羲の時代までは、人皇の時のままであった。『春秋』文耀鉤』には、

伏羲は易を作り、官に名づけた者である。

とあるが、更に『論語撰考（識）』を見ると、

黃帝は地の形になぞらえ、天文にかたどって官を制定した。<sup>⑭</sup>

といっている。(つまり) 伏羲以前にも(公・卿・大夫という)三つの名稱はあったけれども、必ずしも具體的に官位を立てていたわけではない。(官の) 名と位とは、黃帝の時代に至ってようやく名實ともに備わったのである。だから『春秋緯命曆序』に

九頭紀なる時代があった。その時代には(君に對する)臣下と  
 いうものはあったが、(具體的な) 官位における尊卑の區別は  
 なかった。

というのである。

饒皇と伏羲に官があったからには、その中間に存在した九皇・六十四民にも官があったことは明白である。ただ、それらの官の名數を記した文獻は残されていない。

さて、『左傳』昭公十七年を見ると、次のようにある。

秋に郷子が挨拶にやつて來た。公が彼のために宴會を催された。

(その折) 郷子が郷子に訊ねた、

「少皞氏が鳥の名を官につけたのはいかなるわけでありましょうか。」「杜氏注、少皞とは金天氏のこと。黃帝の子で己姓の祖である。」

郷子が答えて言った、

「(それは) 私の祖先であります。私はこのように存じています。

昔、黃帝氏は雲を規準として(事を) 治めましたので、(自らは) 雲の師となつて雲の名を(官に) つけました。〔注、黃帝とは軒轅氏のこと。姫姓の祖である。黃帝が天命を受け(て天下の王となつて)

た時、雲の瑞祥が起つた。それで雲を規準として事を治め、百官の長は全て雲をその名稱とした。(文公十八年に見える) 縉雲氏というのは、恐らくその中の一官であろう。〕

炎帝氏は火を規準として(事を) 治めましたので、(自らは) 火の師となつて火の名を(官に) つけました。〔注、炎帝とは神農氏のこと。姜姓の祖である。(炎帝が受命した時にも) また火の瑞祥があった。それで火を規準として事を治め、(火の) 名を百官につけた。〕

共工氏は水を規準として(事を) 治めましたので、(自らは) 水の師となつて水の名を(官に) つけました。〔注、共工は諸侯のまま九州に號令した者で、神農より前、大皞より後に位置する。(彼の時代にも) また水の瑞祥があったので、水を官の名としたのである。〕

大皞氏は龍を規準として(事を) 治めましたので、(自らは) 龍の師となつて龍の名を(官に) つけました。〔注、大皞とは伏羲氏のこと。風姓の祖である。(彼の時代には) 龍の瑞祥があったので、龍によつて官に命名したのである。〕

私の遠い祖先である少皞撃が位に立ちました際、折しも鳳凰が現れましたので、規準を鳥に求め、(自らは) 鳥の師となつて鳥の名を(官に) つけました。〕

(郷子は更に言葉) 續けて、「鳳鳥氏は曆正であり云云」と説き、また五鳥・五鳩・九屬・五雉を(擧げ、それらを) 全て官の長であるとしてゐる。(官の長であるからには) それらにはみな屬官があ

るはずだが、それを記した文獻は残っていない。このよう（に、五鳥等が官の長）であったとすれば、これまでのところで「官」と言ってきたのは全て官の長であることになる。だから（郷子は）いずれの場合も「師」と言って、そのことを明示したのである。

〔左傳〕には、更に次のようにいう、

「顓頊よりこのかた、高遠なるものを規準とすることができず、もっと（人間に）身近なものを規準とするようになりました。」

かかる次第で、少皞以前は、天下（を保つ時）の稱號はその（君の）徳にかたどり、百官の名稱はその徵祥に則っていたのに、顓頊以後は、天下の稱號はその（居住の）地名をそのままつけ、百官の名稱はその（所掌の）事柄を直接に表すようになった。事柄というのは、即ち司徒や司馬の類のことである。であるとすれば、前のところで「少皞氏は祝鳩氏のことを司徒といた<sup>38</sup>」とあるのは、本名が祝鳩で、司徒というのは後世の官名でたとえたということになる。<sup>39</sup>少皞以前の官の（名）數は大略以上の通りである。（それに續く）顓頊および堯の（時代の）官の（名）數は、明細に説いたものはないが、おおよそのところはいうことができる。（次にそれを調べてみよう。）

さて、『左傳』昭公二十九年を見ると、次のようである。

魏獻子が（たずねて）言った、

「社稷五祀<sup>36</sup>というのは、誰の代の五官だね。」

蔡墨がお答えして言った、

「少皞氏に四人の子があり、重・該・脩・熙といました。彼らは本官に金と木と水とを治める力を持っておりましたので、（顓頊氏は）重を句芒に、該を蓐收に、脩と熙を玄冥にそれぞれ任命しました。（彼らは）その代に役目を失うことなく、そのまま窮桑（の代）を過ぎました<sup>37</sup>。これが（五祀の中の）三祀です。顓頊氏に子があり、黎といい、祝融となりました。共工氏に子があり、句龍といい、后土となりました。これが（残りの）二祀です。その後土が社（の祭神）で、稷<sup>38</sup>というのは田の長官のことです。有烈山氏の子を柱といいましたが、それが稷となりました。夏より昔はこの柱を（稷の祭神として）祭っておりましたが、周の棄もまた稷となりましたので、商からは棄を（稷として）祭っております。」

ここに挙げられている（句芒・蓐收・玄冥・祝融・稷等）の（官）は全て顓頊の時の官である。<sup>39</sup>

ところで、「鄭語」には、

重黎が高辛氏の火正となった。<sup>41</sup>

とあり、「堯典」の（鄭）注はそれに據って

高辛氏の代、重を南正に任命して天を司らせ、黎を火正に任命して地を司らせた。<sup>42</sup>

という。（そうすると、重黎が顓頊・高辛二代にまたがって具合が悪いようだが、それは）高辛と顓頊とは繼續して時期が隔絶していないから、重黎は顓頊に仕え、そしてまた高辛にも仕えたのである。それはちょうど稷と契と禹とが堯に仕え、そしてまた舜にも仕えた

のと同様である。それで服虔は、昭公十七年の「顓頊」の所に次のような注を施している。

春官を木正といい、夏官を火正といい、秋官を金正といい、冬官を水正といい、中官を土正といった。高辛氏はそれをそのまま踏襲した。だから『左傳』(昭公二十九年)に、「そのまゝ窮桑(の代)を過ぎた」というのである。窮桑とは顓頊の居た所であり、引いては顓頊自身を指すのである。

この注は、顓頊より高辛に至るまでを述べたものである。とするならば、高辛の時代の官には、ただ重黎(の天地の官)と春の木正等の官があっただけで、それ以上の官は知られないわけである。

堯舜に至ると、官號も少しく改められた。「楚語」に

堯はまた重黎の子孫を養育した。

とあるが、この重黎の子孫とは、(かの)義和に他ならない。だから「堯典」に

そこで義和に命じ……

とあるのである。その鄭玄の注に

高辛氏の世に、重を南正に任命して天を司らせ、黎を火正に任命して地を司らせた。堯は重黎の子孫である義和氏の子で賢い者を養育し、先祖の舊職である天地の官を掌握させたが、(その折にも)また近きものを規準とし、人事を以て(官に)命名したのである。その時の官名は、稷・司徒と稱したと思われる。

とある。つまり、天官が稷で、地官が司徒である。

「堯典」にはまた

分けて義仲に命じ、更に義叔に命じ、また分けて和仲に命じ、更に和叔に命じて、四方を分けて(それぞれ一方を)治めさせた。

とあるが、その鄭注には次のようである、

仲叔もまた義和の子である。堯は陰陽(即ち天地の官)を分けて四時(即ち四方の官)とした上、更にこの四人の子をその(四時の)官に任命したのである。四時を掌る者を字で仲叔と呼んでいるとすると、天地を掌る者はきつと伯と呼んだのであろう。

かくして、ここに(天地四時の)六つの官が揃ったわけである。

(以下、その六官の名稱を調べることにしよう。)

「堯典」を續けて見ていくと、次に

驩兜が「共工こそ！」と言った。(注、共工とは水官(の名)である。)

とある。更にその下のところでは、

舜が百揆(にふさわしい者)を求めたところ、(みなは禹を推薦したが)禹は稷と契および咎繇に(その任を)譲った。帝が言われた、「棄よ、人民が飢えに苦しんでいたとき、そなたは稷(の職)を主宰して、百穀をまいてくれた。」(注、稷(の職)に在ったの)は棄である。はじめは堯の天官を稷といった。



とあり、また（その次に）

帝が言われた、「契よ、百姓が親睦しあわなかったとき、そなたは司徒となって……」

とあり、更にまた

帝が言われた、「咎繇よ、そなたが士となって……」

とある。この（稷・司徒・士の）三官は堯の時代のことであって、舜は禹が（三人に）譲った機會に彼らの前功を述べたのである。更にその下文には

舜が伯夷を秩宗に任命した。

とあるが、この方は舜の時の官である。

（以上出てきた官名を）前後とり合わせて考えてみると、夏の官の名稱だけが見えていない。その他の官によって整理すると、「夏傳」に「司馬が前に在る」というが、それも後世の官名によってたとえたものであるから、義叔が夏官であって、それは（後世の）司馬にあたるということになる。それで「分けて仲叔に命じ」の注に、官名は、思うに春は秩宗といい、夏は司馬といい、秋は士といひ、冬は共工といふ。

といっているのである。（この四つに）稷と司徒とを通算すれば、六官の名稱が出揃ったことになる。

鄭玄が陰陽を分けて四時としたというのは、それまで四時の官がなく、その時はじめて陰陽を分けて四時としたという意味ではなく、高辛時代の重黎の（掌った）天地の官を分けて四時をも兼掌させた

というに過ぎない。ただ、「仲叔（が四時を分掌した）」と書いてあるから、「（それなら）天地を掌った者は伯と呼んだのであろう」といったまでである。

が、もしそうであれば、「堯典」に「伯禹が司空となった」というのに、四時の官の中にその司空を数えあげていないのは（おかしいが、その理由は）、鄭玄の説明によると次の通りである。

はじめ堯の冬官を共工といった。舜が禹を拔擢して治水事業にあたらせたとき、堯は、禹が聖徳ある人で必ず成功するであろうことを見抜き、ために（本来なら共工となすべきところを）改めて司空に任命し、（特別の）官名（を與えること）によって禹をとりわけて表彰したのである。（従って司空は）常設の官ではない。禹が後に百揆の任に登用され、司空の職を辭した際には、（司空を残さずもと通り）共工と虞とにしている。だから「垂が共工となり、益が朕虞となった」というのである。「堯典」にはまた

帝が言われた、「誰かああ、この道に順う者があれば登用しよう。」

とあり、その鄭注に

堯の末期には、羲氏和氏の子弟はみな死亡し、その色々な功績も多くは缺如し、官職そのものもあつてなきが如きであつた。かかる状況に際して、驩兜と共工は互いに推薦しあつた。

という。「堯典」の（下文にはまた

帝が言われた、「四岳よ、滔々たる洪水が（害を與えている）。  
治め得る者があればやらせてみたいが。」

とあり、その鄭注には

四岳とは、四時の官で四岳のことを掌る者である。はじめ羲和の時には、四岳を掌る者を四伯と稱していたが、彼らが死ぬと、四岳のこと（に關する職掌）を二つに分けて八伯を置いた。（この八伯は）全て王官である。それら八伯（に就任した者たち）としてわかるのは、驩兜・共工・放齊・豷の四人だけで、残りの四人は知るべき資料がない。<sup>12)</sup>

という。

ところで「周官」には

唐虞は古えに考え合せて百官を立てた。内（廷）には百揆・四岳があり……

とあるから、四岳の他になお百揆の官というのがあったはずであるが、堯のはじめには天官を稷といったが、堯が試みに舜に天官の任務を授けたときにはそれを百揆と稱し、<sup>13)</sup>舜が（試任期間をおえ）正式に帝位に即いた後では禹をその職に任命したのであるから、（百揆とは）つまり天官に他ならない。（また）『尙書（大）傳』を見ると元年。四岳八伯（の業績）を視察した。  
とあり、その注に

（元年とは）舜が文祖（の廟）にお参りした年である。堯ははじめ羲和を六卿とし、（その中で）春夏秋冬（の官）にあたる

者に四方の大岳のことを併せ掌らせた。これが四岳である。

（四岳が畿内より）出た場合には（四）伯という。その後、（羲和の子孫が）次第に死に絶えたので、驩兜や共工は自分たちが代り（にその職に就くこと）を要求した。そこで八伯を置いたのである。<sup>14)</sup>

という。元年とは、堯の喪が明け、舜が正式に帝位に即いた年である。<sup>15)</sup>九州であるのに八伯というのは、八伯は王畿以外の八州を治めるからである。鄭玄の説では、

畿内には伯を置かず、郷と遂の吏がその任務を遂行する。<sup>16)</sup>  
という。

さて（次に）『禮記』「明堂位」を見てみると、

有虞氏の官は五十、夏后氏の官は百、殷（の官）は二百、周（の官）は三百あった。

とあるが、その鄭注では

思うに、有虞氏の官は六十、夏（の官）は百二十、殷（の官）は二百四十、周（の官）は三百六十である。この『記』の如き（官數である）はずはない。<sup>17)</sup>

といている。（鄭氏がかく考えるのは）「昏義」に

三公・九卿・二十七大夫・八十一元士<sup>18)</sup>

とあり、鄭注に

思うに（これは）夏の制度である。<sup>19)</sup>

とあるように、（鄭氏は）この「昏義」によって差等をつけるので、<sup>20)</sup>

かの『記』（『明堂位』）の文には従わないのである。

ただ、虞舜の官数が六十である（ことは上述の記事でわかる）としても、唐堯（の官数について）は何も伝えられていない。堯と舜とは道を同じくしているから、或いはともに六十であるかもしれない。（もしそうだとすれば）その屬官をも含めれば、ともに百あったということになる。それで成王の（作った）「周官」に

唐虞は百官を立てた。

というのである。

さて以上の考察の通りであるとしてその結果をまとめてみれば、高陽以前の官名は上述の論によってほぼ明らかとなった。帝嚳の官名については、大體高陽に依據していたが、具さにその全てを知ることはいできない。唐虞の官ではただ四岳・百揆および六卿等（の官名が知られる）だけで、——「堯典」には更に典樂・納言の職も見えているが——その他の官についてはその名稱を見聞しない。夏の官は百二十で、公・卿・大夫・士それぞれの内譯も列記されている。殷の官は二百四十である。その詳細は具さではないが、「曲禮」下に「六大・五官・六府・六工」等が載っており、鄭玄は「殷の法制」だとしている。が、それらの屬官についてはやはり何も述べられていない。

（次は周の官についてであるが）考うるに「昏義」に「三公九卿」というのは、六卿に三孤を合せて九といったのであるから、三公の場合もその下に六卿を兼ねていたのであろう。それで『尙書

（大）傳」に

司徒公・司馬公・司空公は各々二卿（の職）を代行する。

というのである。だが（周のものである）「顧命」をみると、そこでは、太保が冢宰を代行し、畢公が司馬を代行し、毛公が司空を代行している他に、なお芮伯が司徒となり、彤伯が宗伯となり、衛侯が司寇となっている。とすれば、周の時代には三公が（二卿ではなく）各々一卿の職を兼ねていたので、古え（の制）とは異なっている。（このように周では古制と異なる点があるが、）ただ周は（夏殷の）二代を参照して改正を加えつつ、郁々たる文明を開いたのであり、それ故、天にかたどって官を立て、官は益々備わったのである。

これが（上古より周に至るまでの）官の名数の沿革のあらましである。

### 校注

（1）周禮疏序 原文疏作正義。加藤虎之亮『周禮經注疏音義校勘記』卷一「疏本（『舟橋家舊藏單疏鈔本、現藏京都大學附屬圖書館——譯者注、以下同——）作周禮疏。卷第一、浙本（『宋浙東轉運司本）同、但礼作禮、金（『明永懷堂本）・秦本（『仿秦刻九經本）作周禮序。』殷本考證「按孔穎達作五經疏、皆曰正義、賈公彥作周禮儀禮疏、直云疏、不稱正義、此序不云周禮疏而云正義者、疑後人所改、或唐人疏與正義、可以通稱。』阮元

『周禮注疏校勘記』(原刻本)卷一「惠(棟)校本作周禮疏序、當從之。」按ずるに、當に周禮疏序を以て正名と爲すべし。今、惠校本に従う。

- (2) 賈公彥撰 原文撰上有等奉勅三字。加藤氏『校勘記』「疏、浙本無奉勅、金本無臣等奉勅、秦本作唐賈公彥撰、林本(日)本寬永九年跋刊本)無、案賈氏二禮疏、皆一人私撰、等奉勅三字當刪、儀禮校勘記云、按賈氏三禮疏皆私撰、故不言奉勅、其書或經進御、故稱臣。」按ずるに、加藤氏說是に似たり。『新唐書』藝文志を見るに、『五經正義』を録するには各々孔穎達等諸儒の名を列擧して「奉詔撰」というに、賈疏についてはただ「賈公彥禮記正義(『舊唐書』經籍志作禮記疏)八十卷、又周禮疏五十卷・儀禮疏五十卷」というのみ。これ賈氏に三禮の疏あり、かつその勅撰に非ざるの明證なり。奉勅二字、當に有るべからず。今、疏浙本等に據りて二字を刪る。等字は則ち未だ必ずしも衍文と爲さずと雖も、序の賈氏の手に出づることはほぼ確かなれば、今また刪る。↓補注(1)

- (3) 天育蒸民 『毛詩』烝民「天生烝民、有物有則。」『史記』孝文本紀「朕聞之、天生蒸民、爲之置君、以養治之。」
- (4) 無主則亂 『尚書』仲虺之誥「惟天生民有欲、無主乃亂。」孔傳「民無君主、則恣情欲、必致禍亂。」
- (5) 立君治亂 同右傳「惟天生聰明、是治民亂。」
- (6) 事實賢輔 『尚書』堯典正義「聖不獨理、必順賢輔。」同周

官正義「百人無主、不散則亂、有父則有君也、君不獨治、必須輔佐、有君則有臣也。」

- (7) 天皇地皇 天地開闢してより最初の天子。『史記』始皇本紀に「古有天皇、有地皇、有泰皇」とあるのが初出だが、後緯書等に取入れられ、人皇と合わせ三皇と稱される。

- (8) 易通卦驗 按ずるに、諸書引く所、異同多し。今、武英殿聚珍版『易緯八種』本の本文を左に掲げ、以て據と爲す。  
孔子曰、太皇之先、與燿合元、精五帝期、以序七神、(注)天地

成位、君臣道生、君五期、輔三名、以建德通萬靈、言天地尊卑已定、乃後有君臣也、君之用事、五行代王、亦有期、如太微之君、輔臣三名、公卿大夫主烝者、人君亦以此主其德於天下、通於萬物之靈、因之致其符、長爲瑞應、遂皇始出、握機矩、表計宜、其刻白、蒼牙通靈、昌之成、孔演命、明道經、矩、法也、遂皇謂燿人也、在感義前、始王天下、但持斗機運之法、指天以施教令、作其圖緯之計演、時無書刻也、昌、文王名也、又將成之、謂觀象而繫辭也、

- (9) 天地成位、君臣道生 注(8)引鄭注④参照。『周易』繫辭上傳「天尊地卑、乾坤定矣、卑高以陳、貴賤位矣、……天下之理得、而成位乎其中矣。」『禮記』大題正義(以下簡稱「禮題疏」)「天地初分之後、即應有君臣治國、但年代懸遠、無文以言。」

- (10) 君有五期 注(8)引鄭注⑤参照。『禮題疏』引注作「天之用事五行、王亦有五期。」『路史』前紀二注引作「君之用事五行更、王者亦有五期。」按ずるに、鄭注原文、疑うらくはもと「天之用事、五行代王、王亦有五期」に作る。君王の月令

に從いて政を爲すをいう。なお『路史』前紀二注は「五行期運、一云猶五條、非」というが、原義はいわゆる五徳終始をいうのであろう。

- (11) 握機矩 注(8)引鄭注の参照。「禮題疏」引鄭注「矩、法也、言遂皇持斗機運轉之法、指天以施政教。」孔氏釋していう、「持斗星以施政教者、即禮緯斗威儀云、宮主君、商主君、角主父、徵主子、羽主夫、少宮主婦、少商主政、是法北斗而爲七政、七政之立、是禮迹所興也。」按ずるに、機讀みて璣と爲す。

- (12) 表計筮 『太平御覽』卷七八引竄下有圖字、又引鄭注「作其圖、謂之計筮。」按ずるに、緯は謂に音近く、また圖緯の語常用せらるるによりて誤る。今、『御覽』引に據る。

- (13) 其刻日 原文曰。作日。『尙書』序正義及『御覽』引作曰。『校勘記』「浦鐘云、曰誤日。(阮元云、)按緯書古奧、其刻日三字、未得其注解、未必爲王伐切之字也。」汪文臺『十三經注疏校勘記識語』卷二「案書疏引曰、又引鄭君注云、刻、謂刻石而識之、則浦校是也、今易緯作白、蓋誤。」按ずるに、汪說是なり。『御覽』引鄭注にもまた「時無書、刻石而謂之耳、刻曰云云」とあれば、鄭玄本の曰に作りしこと明らかなり。今、『尙書正義』『御覽』引に據りて改む。

- (14) 蒼牙通靈 『御覽』引牙作渠。注(8)引鄭注(9)参照。なお蒼精については、『禮記』月令「其帝太昊、其臣句芒」の注に、

「此蒼精之君、木官之臣」とある。

- (15) 昌之成 注(8)引鄭注(9)を参照。「校勘記」「禮記禮運正義引易緯作昌之成運。按此用靈成經爲韻語、運乃衍文也。」按ずるに、命もまた押韻。

- (16) 孔演命 『周易正義』序「第四論卦辭爻辭誰作」「其周易繫辭、凡有二說、一說、所以卦辭爻辭、並是文王所作、……乾鑿度云、垂皇策者犧、卦道演德者文、成命者孔、通卦驗又云、蒼牙通靈、昌之成、孔演命、明道經、準此諸文、伏羲制卦、文王繫辭、孔子作十翼、易歷三聖、只謂此也、……鄭學之徒、並依此說也。」

- (17) 道經 上記の注に據れば、『周易』を指す。語は『荀子』解蔽に見ゆ。

- (18) 燧皇謂人皇 原文燧上有拒字。『校勘記』「浦云、拒衍。」按ずるに、浦說是なり。殿本『易緯』・『御覽』・『資治通鑑外紀』卷一及び「禮題疏」引みな拒無し。今、據りて刪る。また按ずるに、「人皇」を『易緯』『御覽』は「燧人」に作り、「通鑑外紀」「禮題疏」は「遂人」に作る。蓋し鄭注原文「遂人」に作るも、下文みな人皇といい、また「禮題疏」に「六藝論」を引いて「易者陰陽之象、天地之所變化、政教之所生、自人皇起」といい、孔氏釋して「人皇、即遂皇也」といえば、孔・賈等の遂皇を以て人皇と爲せしこと明らかなり。今なお舊に據る。この人皇＝遂皇説は『通典』卷五八原注にも見えているが、通説で

はない。『帝王世紀』等に基くと思われる『藝文類聚』等の類書では、全て「天皇↓地皇↓人皇↓有巢↓燧人」の順となっており、別人としている。

(19) 風姓 『路史』後紀一注「孔演明道經云（按羅氏誤以孔演明道經爲書名、而又脫命字）、燧皇在伏羲前、風姓、始王天下、是伏羲因燧皇之姓矣、三墳書言、因風而生、爲風姓、鄧氏姓書云、東方之帝木、能生風、故爲姓、豈其然哉、予固謂、上世嘗有風國、因爲姓爾、故帝後有風后。」普通には伏羲を風姓の祖とする。未だ他に遂人風姓というを見ない。

(20) 斗機云 『校勘記』「浦云、斗機疑運斗樞之誤。」喬松年輯『春秋運斗樞』（『緯攢』卷五所收）按語「序引此文作斗機、定是斗樞之誤。」按ずるに、浦・喬説是に似たれども、未だ盡くさず。上文に「機矩」の語あり、かつまた諸書引く鄭注みな「斗機運轉之法」といへば、直ちに斗機を誤りと爲すを得ず。今姑く舊に據る。また按ずるに、云字、義下「所謂」と重複す。疑うらくは行文。

(21) 人皇九頭至別長九州者也 『類聚』卷一一引『春秋緯』「天皇地皇人皇、兄弟九人、分九州、長天下也。」『初學記』卷九引同。『御覽』卷七八・『路史』前紀二注引分下有爲字。『通鑑外紀』作一云、分下有長字。又引『始學篇』「人皇九頭、兄弟各三百歲、依山川土地之勢財、度爲九州、各居其一方、因是而區別。」『初學記』引同。『御覽』引三下有分人各三字。司馬貞

「三皇本紀」「天地初立、有天皇氏、十二頭、……地皇十一頭、……人皇九頭、乘雲車、駕六羽、出谷口、兄弟九人、分長九州、各立城邑、凡一百五十世、合四萬五千六百年。」原注「天皇已下、皆河圖及三五歷也。」

(22) 政教君臣起自人皇之世 「禮題疏」「（通卦驗）既云（遂皇）始王天下、是尊卑之禮、起於遂皇也。」なお『路史』前紀二では、泰皇氏のこととして「有佐無位、主不虛王、臣不虛貴、政教君臣、所自起也」という。

(23) 至伏羲因之 典據未詳。異説が多い。↓補注(2)

(24) 伏羲作易 繫辭下傳「古者包犧氏之王天下也、仰則觀象於天、俯則觀法於地、觀鳥獸之文與地之宜、近取諸身、遠取諸物、於是始作八卦。」『周易正義』序「第二論重卦之人」「禮緯含文嘉曰、伏羲德合上下、天應以鳥獸文章、地應以河圖洛書、伏羲則而象之、乃作八卦、故孔安國・馬融・王肅・姚信等並云、伏羲得河圖而作易。」

(25) 黃帝至制官 『史記』五帝本紀正義「案黃帝仰天地、置列侯衆官、以風后配上台、天老配中台、五聖配下台、謂之三公。」

(26) 有九頭紀 「三皇本紀」引『春秋緯』「自開闢至於獲麟、凡三（『文獻通考』經籍考一引作二）百二十七萬六千歲（『通鑑外紀』作二百七十六萬歲）、分爲十紀、凡世七萬六百年、一曰九頭紀、二曰五龍紀、三曰攝提紀、四曰合維紀、五曰連通紀、六曰序命紀、七曰循蜚紀、八曰因提紀、九曰禪通紀、十曰疏佐

紀。」(按ずるに、この『春秋緯』は即ち『命曆序』) 『通鑑外紀』卷一「或云、(人皇)各一百歲、一百五十六代、合四萬五千六百年、謂之九頭紀。」また按ずるに、この文當に時もて句すべし。有字、疑うらくは賈氏の誤り加うる所にして、『命曆序』の原有に非ず。

(27) 時有官無官位尊卑之別 『路史』後紀一注引『命曆序』官下有但字、位作立。按ずるに、前紀三注引「賈公彥云」にもまた「有臣無官」といへば、羅氏見る所の序文、蓋しかくの如し。尊卑の別は既に燧皇の世に在り(注(22)参照)、『路史』の文もとより通ず。しかれどもこれを官位尊卑を對せず、官位の尊卑をいうとみば、原文のままにて一應通ず。また『通鑑外紀』引も原文と同じなれば、今姑く舊に據る。

(28) 九皇六十四民 殿本民作氏、考證「氏一本作民。」『周禮』小宗伯「四望四類亦如之」注「鄭司農云、四類、三皇・五帝・九皇・六十四民。」疏「案史記云、九皇氏沒、六十四民與、六十四民沒、三皇興。」又都宗人疏「按史記、伏羲已前、九皇六十四民、並是上古無名號之君、絕世無後。」『路史』前紀二「攝提三、是謂五十九姓紀、太史公(按賈疏引文不見今本史記、羅氏以爲即太史公書、非是)言、九皇氏沒、六十四民與、六十四氏沒、而三皇興、是也、謂六十四氏、蓋併五姓而言。」注「氏或作民、誤。」『通鑑外紀』作六十四氏。『校勘記』

「案小學紺珠氏族類作六十四民、按民是也、春官都宗人注九皇

六十四民、古本皆作民、俗本作氏者誤、都宗人疏云、……既無名號、則古史謂之民、宜也。」按ずるに、民氏兩通、今なお舊に據る。

(29) 又以五鳥 『左傳』昭公十七年「鳳鳥氏歷正也、玄鳥氏司分者也、伯趙氏司至者也、青鳥氏司啓者也、丹鳥氏司閉者也。」按ずるに、又字、上文「又云鳳鳥氏歷正之類」と義重複す。疑うらくは衍、或いは前後に脱誤あるか。

(30) 五鳩 同右「祝鳩氏司徒也、鷦鷯氏司馬也、鴝鳩氏司空也、爽鳩氏司寇也、鵲鳩氏司事也、五鳩、鳩民者也。」

(31) 九扈 同右「九扈爲九農正。」杜注「春扈鵠鷦、夏扈竊玄、秋扈竊藍、冬扈竊黃、棘扈竊丹、行扈啗啗、宵扈嘖嘖、桑扈竊脂、老扈鷦鷯、以九扈爲九農之號、各隨其宜、以教民事。」

(32) 五雉 同右「五雉爲五工正。」杜注「西方曰鷦雉、東方曰鷦雉、南方曰翟雉、北方曰鷦雉、伊洛之南曰翟雉。」なお『左傳』の原文では、五雉の方が九扈の先に在る。

(33) 少皞至其事 これは服虔の説である。『禮記』月令正義引昭十七年左傳服注に、「自少皞以上、天子之號以其德、百官之號以其徵、自顓頊以來、天子之號以其地、百官之紀以其事」とあり、孔氏疏して、「伏羲・神農・黃帝・少皞、皆以德爲號也、高陽・高辛・唐・虞、皆以地爲號、雖以地爲號、兼有德號、則帝嚳・顓頊・堯・舜、是其德號。」

(34) 前少至徒者 按ずるに、上にこの文なし。疑うらくは上文脱

誤あり。注(29)参照。

(35) 言司至況之 「鳳鳥氏歷正也」正義「當時名官、直爲鳥名而已、其所職掌、與後代名官所司事同、所言歷正以下、及司徒司寇工農之屬、皆以後代之官所掌之事託言之、言爾時鳥名、如今之此官也。」

(36) 社稷五祀 引用部分の少し前に、蔡墨の語として次の文章がある。「夫物物有其官、官脩其方、朝夕思之、一日失職、則死及之、失官不食、官宿其業、其物乃至、若泯弃之、物乃抵伏、鬱湮不育、故有五行之官、是謂五官、實列受氏姓、封爲上公、祀爲貴神、社稷五祀、是尊是奉、木正曰句芒、火正曰祝融、金正曰蓐收、水正曰玄冥、土正曰后土。」また『周禮』大宗伯に「以血祭祭社稷五祀五嶽」とあり、鄭玄は大體『左傳』によって解している。

(37) 遂濟窮桑 杜預は濟を成の意味に解しているが、前後の文脈よりみると、賈公彦は賈逵説に従って「渡」と訓じていたのではないかと思われる。正義「賈以濟爲度也。」

(38) 此其三祀 原文此句下有「注云窮桑帝(今本『左傳』注無帝)少皞之號也」十字。按ずるに、これ顓頊時の官を述べ、少皞に關わらず。また下文引く服注「窮桑、顓頊所居」と合わず。疑うらくは後人杜注を傍記し、誤りて正文に入りしものならん。今、意を以て十字を刪る。

(39) 自商以來祀之 原文此句下有「故外傳掣爲高辛氏之火正」十

一字。按ずるに、ここみな顓頊時の官を述べ、未だ高辛に及ばず。もし掣に涉りて書さば、當に祝融の下に注すべく、稷の下に記すの理なし。かつまた下文に「鄭語」を引きて掣のことを述べれば、その誤り重複せること明らかなり。今、意を以て十一字を刪る。

(40) 此皆顓頊時之官也 昭公二十九年正義「四叔出於少皞耳、其使重爲句芒、非少皞使之、世族譜云、少皞氏、其官以鳥爲名、然則此五官皆在高陽之世也。」又「言共工氏有子、謂後世子孫耳、亦不知句龍之爲后土在於何代、少皞氏既以鳥名官、此當在顓頊以來耳。」堯典正義「左傳稱重爲句芒、黎爲祝融、不言何帝使爲此官、但黎是顓頊之子、其爲祝融、必在顓頊之世、重雖少昊之胤、而與黎同命、明使重爲句芒、亦是顓頊時也、……自顓頊已來、乃命以民事、句芒祝融、皆以人事名官、明此當顓頊之時也。」なお、稷については未詳。

(41) 重掣爲高辛氏火正 今本『國語』重作夫。按ずるに、重の火正となるを聞かず、下また火正といわざれば、重字の誤加明らかなり。しかれども賈氏の意は主として重掣の高辛の官となるを説くに在り、事の細に拘わらず。堯典正義に「鄭語云爲高辛氏火正、則高辛亦命重掣」といえること意相似たり。蓋し重字は賈氏の加うる所、今なお舊に據る。

(42) 故堯室司地 堯典「乃命羲和」傳「重黎之後、羲氏和氏、世掌天地四時之官。」正義「楚語云、少昊氏之妻、九黎亂德、



人神雜擾、不可方物、顓頊受之、乃命南正重司天以屬神、火正黎司地以屬氏、使復舊常、無相侵瀆、其後三苗復九黎之德、堯復育重黎之後不忘舊者、使復興之、以至夏商、……鄭語云、爲高辛氏火正、則高辛亦命重黎、故鄭玄於此注云、高辛氏世、命重爲南正司天、黎爲火正司地、據世掌之文、用楚語爲說也。」

↓補注(3)

(43) 以高至事舜 賈氏は顓頊に事えた重黎と高辛に事えた重黎とを同一人としているが(江聲『尙書集注音疏』卷一はその説を認め、「容當然也」といふ)、堯典正義には「傳言少昊氏有四叔、當爲後代子孫、非親子也、何則傳稱共工氏有子曰句龍、共工氏在顓頊之前、多歷年代、豈復共工氏親子至顓頊時乎、明知少昊四叔、亦非親子、高辛所命重黎、或是重黎子孫、未必一人能歷二代」とあり、孔氏は別人と見なしている。なお注(40)参照。

(44) 服注至因之 李貽德『春秋左傳賈服注輯述』卷一七「木正五官、見二十九年傳、楚語云、及少暉之哀也云云、南正火正、在顓頊之世、餘三正亦在其世可知、云高辛氏因之者、鄭語曰、黎爲高辛氏火正、是五行之官、高辛氏亦依此也。」「北堂書鈔」卷四九引『帝王世紀』「帝嚳以人事紀官、以勾芒爲木正、以祝融爲火正、以蓐收爲金正、以玄冥爲水正、以后土爲土正、是五行之官、分職爲而治也。」(又見於『御覽』卷一一及『類聚』卷八〇、文有小異。)

(45) 窮桑顓頊所居 『賈服注輯述』「服以少暉之世、以鳥名官、

周禮疏序譯注

不得有木正火正(按此說本於孔疏)、且云世不失職、則言其後世而言、故以窮桑爲顓頊、帝王世紀云、顓頊始都窮桑、後徙桑(按當作商)丘(見『類聚』卷一一、又『初學記』卷九、『御覽』卷七九)、是窮桑會居之矣。」

(46) 是度顓頊至高辛也 この句も或いは服注の文かもしれない。また度も或いは讀みて渡と爲すか。存疑。

(47) 楚語至和也 韋注「堯繼高辛氏、平三苗之亂、紹育重黎之後、使復興天地之官、義氏和氏是也。」堯典正義「楚語云、……其後三苗復九黎之惡、堯復育重黎之後不忘舊者、使復興之、以至夏商、據此文、則自堯及商、無他姓也、堯育重黎之後、是此義和可知。」

(48) 亦紀於近 『集注音疏』「云亦紀於近、命以民事者、昭十七年左傳云、自顓頊以來、不能紀遠、乃紀于近、爲民師而命以民事、謂少昊以前、以雲火龍鳥等紀官、是紀于遠、顓頊以來、以民事命官、是紀于近、若稷與司徒、是以民事命官、故云亦紀於近、亦者、亦顓頊以來也。」

(49) 其時至司徒 同右「云其時官名蓋曰稷司徒者、鄭雖云蓋以致疑、而于下文注云堯初天官爲稷、則直而不疑、自當有據也、其以地官爲司徒者、以司徒敬粵五教、與周禮地官司徒掌教法同、因據周以推堯時之地官、當亦名司徒也。」

(50) 天官稷也 『國語』周語上「夫民之大事在農、……是故稷爲大官。」舜典疏引大作天。汪遠孫『國語發正』卷一「大官當

五六三

爲天官。」洪頤煊『讀書叢錄』卷六「稷爲天官」說同。

(51) 堯既至四時 原文四上無爲字。『聖賢群輔錄』引有爲字。孔廣林『通德遺書所見錄』案語「觀序下文疊此句有之、知是轉寫者偶脫。」按ずるに、有るものは、今補う。

(52) 又命四子爲之官 『經典釋文』「马云、羲氏掌天官、和氏掌地官、四子掌四時。」

(53) 字曰仲叔 堯典正義「堯於羲和之内、乃分別命其羲氏而字仲者、令居治東方嵎夷之地也、又就所分羲氏之内、重命其羲氏而字叔者、使之居治南方之職、……又命和氏而字仲者、居治西方日所入處、……又重命和氏而字叔者、命居治北方。」

(54) 掌天地者其曰伯乎 『集注音疏』「云掌天地者其曰伯乎者、亦无正文、特以仲叔推之、而知當然爾、故亦爲疑詞。」正義は「既命仲而復命叔、是其重命之也、所命無伯季者、蓋時無伯季、或有而不賢」といひ、伯は官に就かなかつたとする。

(55) 是有六官 堯典正義「馬融鄭玄、皆以此命羲和者、命爲天地之官、下云分命申命、爲四時之職、天地之與四時、於周則象宰司徒之屬六卿是也、孔言此舉其目、下別序之、則惟命四人、無六官也。」按ずるに、賈氏、馬鄭說に據る。孫星衍『尚書今古文注疏』卷一「案西漢諸儒用今文說、以羲仲等四人卽是羲和與馬鄭異。」又「稷與司徒者、謂天地官也、陰陽、卽謂天地、并四時爲六官、鄭以堯時有六官、不獨據周制定之。」

(56) 共工水官也 五帝本紀集解引鄭玄說也。作名。堯典正義「鄭以

爲、其人名氏未聞、先祖居此官、故以官氏也。」

(57) 舜求至咎繇 堯(舜)典「舜曰、咨四岳、有能奮庸熙帝之載、使宅百揆、亮采惠疇、兪曰、伯禹作司空、帝曰、兪、咨禹、汝平水土、惟時懋哉、禹拜稽首、讓于稷、契暨臯陶、帝曰、兪、汝往哉。」

(58) 棄黎至百穀 『毛詩』思文正義引鄭注「祖讀爲阻(原文作阻讀爲阻、從段玉裁・孔廣林・袁鈞等說而改)、阻、厄也、時讀曰蒔、始者洪水時、衆民厄於飢、汝居稷官、種蒔五穀、以救活之。」

(59) 稷棄也 『毛詩』闕宮箋「后稷。生而名棄、長大、堯登用之、使居稷官、民賴其功、後雖作司馬、天下猶以后稷稱焉。」

(60) 初堯天官爲稷 『毛詩』生民正義引鄭注、初堯作堯初、下有「舜登用之年、舉棄爲之、時天下賴后稷之功、故以官名通稱」二十三字。『集注音疏』「鄭注前文乃命羲和、以天地官爲稷司徒、故于此云、堯初天官爲稷、鄭言此者、蓋據國語周語是故稷爲天官之文、知古有是官號、而以民事紀官、則在顛頊之後、故推以爲堯初與。」

(61) 此三官皆堯時事 同右「云三官者、謂棄爲后稷、偃作司徒、及此咎繇爲士也、知是堯時官者、左傳言舜臣堯、舉八愷、舉八元、則此三人皆堯時舉用者、又孟子偃偃爲司徒、放勳有命稷教稼穡、又在其先、刑以輔教、咎繇作士、當亦同時、是皆堯時事也。」按ずるに、これ賈氏の言なり。江氏以て鄭注と爲すは非。

(62) 舜因至前功 舜典正義「帝因禹讓三人、而官不轉、各述其功以勸之。」

(63) 以餘至馬也 按ずるに、文義通じ難し。「以餘官約之」は上文「以先後參之」と對句なれば、疑うらくはもと「以餘官約之、則義叔爲夏官、夏傳云、司馬在前、又後代況之、夏官是司馬也」に作るか。

(64) 司馬在前 『周禮』地官序官疏引『書傳』「天子三公、一曰司徒公、二曰司馬公、三曰司空公。」陳壽祺『五經異義疏證』「以序言之、書傳一曰司徒公當作司馬公、二曰司馬公當作司徒公、大戴禮保傅篇盧注引今尙書說、三公、司馬・司徒・司空也、以司馬在司徒先可證。」『集注音疏』「其言夏爲司馬、則于唐虞之文、未有見焉、賈公彥云、司馬在前云云、案所引夏傳、乃伏生尙書大傳也、今大傳无司馬在前之文、蓋有以逸矣、无由知其上下文云何、不得其指意、公彥及見其文、而引以證鄭注、則所傳者、蓋正謂唐虞之司馬。」

(65) 官名至共工 同右「下經伯夷爲秩宗主禮、咎繇作士主刑、垂作共工、共工即司空之職、以周禮況之、春官掌禮、秋官掌刑、冬官爲司空、故云春爲秩宗、秋爲士、冬爲共工、……但四子之官名、經未有明文、鄭就堯末時之官、分配四時、而約略言之、故云蓋以疑之。」

(66) 通稷至見也 注(55)参照。

(67) 重稷天地之官 原文掇作黎。按ずるに他處みな稷に作る。

今、例に従い改む。

(68) 初堯至與虞 『集注音疏』「初堯冬官爲共工者、周禮冬官爲司空、司空之名、蓋因乎此、又此司空主平水土、與周之司空執度度地職同、知此司空是冬官矣、但司空之名、始見于此、前文惟有共工、未有司空、故知初時冬官爲共工也 故鄭于前文注云共工、水官名、蓋水王于冬、水官即冬官一也、云舜舉禹治水者、文十八年左傳云、舜臣堯、舉八愷使主后土、言主后土、即是平水土、故知禹在八愷之中、舜所舉也、故服注左傳亦云、八愷爲禹垂之屬也、云改命司空以官名寵異之非常官也者、初時冬官爲共工、而下文垂作共工、則此官名仍爲共工、惟禹治水有司空之號、自是欲寵異禹、特改是官名、非常時之官、云舍司空之職爲共工與虞者、案周禮司空主事、故百工屬司空、若山虞・澤虞、皆屬司徒、非司空之屬、鄭並是共工與虞者、禹初時隨山刊木、暨益奏庶蠶食、則禹實兼虞、益但左禹、而以禹既宅百揆、舍其舊職。」

(69) 垂作共工 堯(舜)典「帝曰、疇若予工、兪曰、垂哉、帝曰、兪、咨垂、汝作。(諸本無、今據『尙書正義定本』)共工。」孔傳は「共、謂供其職事」といひ、工のみを官名とする。

(70) 益作朕虞 同右「帝曰、疇若予上下草木鳥獸、兪曰、益哉、帝曰、兪、咨益、汝作朕虞。」正義「此官以虞爲名、帝言作我虞耳、朕非官名也、鄭玄云、言朕虞、重鳥獸草木、漢書、王莽自稱、爲予立予虞之官、則莽謂此官名爲朕虞、其義必不然

也。」孔氏は鄭玄が朕虞二字を官名としたとみているようであり、また江聲も「(鄭注) 謂官名不直稱虞、必稱朕虞、重鳥獸艸木故也、史記云、于是以益爲朕虞、是官名朕虞也、漢書百官公卿表云、王莽改水衡都尉曰予虞、是竊取此朕虞之名而效之、則漢人皆謂此朕虞以兩字名官也」というが、上文では虞とのみいえるよりみれば、鄭意は虞という官名にことさらに朕なる形容をつけた所以を述べるに過ぎず、二字を官名としないのであるまいか。存疑。

(71) 堯末至官廢 堯典正義「馬融以羲和爲卿官、堯之末年、皆以老死、庶績闕多、故求賢順四時之職、欲用以代羲和。」又「馬鄭以爲、羲和皆死、孔以爲、四岳卽是羲和至今仍得在者、以羲和世掌天地、自當父子相承、不必仲叔之身皆悉在也。」

(72) 四岳至可知 『集注音疏』「云四嶽四時之官主四嶽之事者、鄭以上文羲和四子分主四時、卽是四嶽之職、分掌四方嶽事者、故又云、始羲和之時、主四嶽之事、謂之四伯也、云其分嶽事置八伯者、據伏生大傳、維元祀、巡守四嶽八伯、泰山・霍山・華山・宏山、各有兩伯焉、鄭注以元祀爲舜假于文祖之年、則是舜始卽眞之時也、維時四嶽已有八伯、則八伯不于是始置、當在其前矣、自是以義昧氏子外而分置也、案大傳、八伯者、陽伯・儀伯・夏伯・羲伯・烝伯・咻伯・冬伯、其一文闕焉、鄭注以陽伯爲伯夷掌之、夏伯棄掌之、烝伯咎繇掌之、冬伯垂掌之、餘則義昧仲未之後(按見於『儀禮經傳通解讀』卷二六、又『群輔錄』小

學紺珠)、此言謹設共工放齊鯀四人其餘四人无文可知者、鄭以大傳所言、在舜卽眞之年、此在堯時、當別自有人、而見于經者唯謹設共工放齊鯀四人也、則一无所見、故舉四人言之、非謂此四人必在八伯之中也。」

(73) 堯試至百揆 堯典「帝曰、有鰥在下、曰虞舜、……我其試哉、……(舜) 玄德升聞、乃命以位、慎微五典、五典克從、納于百揆、百揆時敘。」なお、後半は偽古文では舜典に入る。

(74) 舜格至置八伯 按ずるに、これ節引。今、『經傳通解讀』卷二六引に據る。「祀、年也、元年、謂月正元日、舜假於文祖之年也、巡、行也、視所守也、天子以天下爲守也、堯始得羲和、命爲六卿、其主春夏秋冬者、並掌方嶽之事、是爲四嶽、出則爲伯、其後稍死、鵬岐・共工等代之、乃分置八伯。」

(75) 元祀至之年 堯(舜) 典「月正元日、舜格于文祖」傳「月正、正月、元日、上日也、舜服堯喪三年、畢、將卽政、故復至文祖廟告。」疏「舜既除堯喪、以明年之月正元日、舜至於文祖之廟、告已將卽正位爲天子也。」なお文祖を孔傳は「堯文德之祖廟」と解するが、五帝本紀集解引鄭玄は「五府之大名、猶周之明堂」という。

(76) 九州至主之 『禮記』王制正義引「鄭志」「張逸問云、九州而八伯者何、答云、畿内之州不置伯、有鄉遂之更主之。」鄭玄がかく云う根據について、皮錫瑞『鄭志疏證』卷二に引く成蓉鏡は、地官序官注の「司徒掌六鄉、鄉師分而治之」「遂人主六遂、

若司徒之於六郷也」を擧げるが、是であろう。

- (77) 鄭注至記也 引用文は大意を取って短くしてある。鄭注原文次の如し。「周之六卿、其屬各六十、則周三百六十官也、此云三百者、記時冬官亡矣、昏義曰、天子立六官、三公九卿二十七大夫八十一元士、凡百二十、蓋謂夏時也、以夏周推前後之差、有虞氏官宜六十、夏后氏宜百二十、殷宜二百四十、不得如此記也。」

- (78) 三公至元士 なお『禮記』王制・『春秋繁露』官制象天・『說苑』君道・『白虎通義』封公侯等に見える。また『御覽』卷二〇三引『尚書大傳』に、「古者天子三公、每一公三卿佐之、每一卿三大夫佐之、每一大夫三元士佐之、故有三公・九卿・二十七大夫・八十一元士、所與爲天下者、若此而已」(『儀禮經傳通解』卷三二引『傳』同)とある。

- (79) 鄭云蓋夏制 これも鄭注の意をとったもの。原文には「三公以下百二十人、似夏時也」とある。なお王制篇には「此夏制也、明堂位曰、夏后氏之官百、舉成數也」とあり、前注引く『尚書大傳』の注には「自三公至元士、凡百二十、此夏時之官也」とある。

- (80) 依此差限 『經傳通解』引くは、前注の引用文に續いて、「周之官三百六十、禮志曰、有虞氏官五十、夏后百、殷二百、周三百、近之未得其實也、據夏周推其差、則有虞之官六十、夏后氏百二十、殷二百四十、周三百六十、爲有所法」という。なお注

(77) 参照。

- (81) 虞官至百也 『通典』卷八九原注はこの部分を「鄭玄」として引いているが、杜佑の序文の誤讀であろう。なお「堯舜道同」は『尚書』等を読んだの判断であろう。直接的典據は未詳。

- (82) 典樂 堯(舜) 典「帝曰、夔、命汝典樂、教胄子。」正義には「我令命女典掌樂事」とあり、典樂を官名としていない。なお今文説は不明。

- (83) 納言 同右「帝曰、龍、……命汝作納言、夙夜出納朕命、惟允。」傳「納言、喉舌之官、聽下言納於上、受上言宣於下、必以信。」『書鈔』卷五九引鄭注「納言如今尚書管主喉舌也。」

- (84) 六大 『禮記』曲禮下「天子建天官、先六大、曰大宰・大史・大祝・大卜・大司馬、典司六典。」鄭注「典、法也、此蓋殷時制也、周則大宰爲天官、大宗曰宗伯、宗伯爲春官、大史以下屬焉、大士、以神仕者。」

- (85) 五官 同右「天子之五官、曰司徒・司馬・司空・司士・司寇、典司五衆。」鄭注「衆謂羣臣也、此亦殷時制也、周則司士屬司馬、大宰・司徒・宗伯・司馬・司寇・司空爲六官。」

- (86) 六府 同右「天子之六府、曰司土・司木・司水・司草・司器・司貨、典司六職。」鄭注「府、主藏六物之稅者、此亦殷時制也、周則皆屬司徒、司土土均也、司木山虞也、司水川衡也、司草稻人也、司器角人也、司貨廿人也。」

- (87) 六工 同右「天子之六工、曰土工・金工・石工・木工・獸工

・草工、典制六材。」鄭注「此亦殷時制也、周則皆屬司空、土工、陶、旒也、金工、築、冶、鳧、栗、鍛、桃也、石工、玉人、磬人也、木工、輪、輿、弓、廬、匠、車、梓也、獸工、函、鮑、鞞、韋、裘也、唯草工職亡、蓋謂作蓑葦之器。」

(88) 鄭皆云殷法 注(84)~(87)の鄭注參照。

(89) 案昏至言九 賈氏説の論據は必ずしも明確ではないが、恐らく鄭注「天子六寢、而六宮在後、六宮在前」の正義に、「云六宮在前者、六卿之官在王六寢之前、其三孤亦分主六宮之職、摠謂之九卿、故考工記云、外有九宮、九卿朝焉、是也」とあるのと同様の解釋であろう。ただ夏制の解に考工記を引くのは不適であり、また三孤は、『尙書』周官の少師・少傅・少保を指しているようが、その場合の三公は大師・大傅・大保であり、司徒・司馬・司空ではない。即ち賈・孔は今古文説を混用しているわけであるが、この混用は既に鄭玄においても見られる。↓補注(4) なお夏の六卿は、鄭玄に據れば、后稷・司徒・秩宗・司馬・士・共工(見曲禮下正義引鄭注『大傳』夏書及『路史』後紀一三引『大傳』夏書注)であり、堯と同じである。

(90) 其三至二卿 地官序官疏引『書傳』鄭注「周禮、天子六卿、與太宰司徒同職者、則謂之司徒公、與宗伯司馬同職者、則謂之司馬公、與司寇司空同職者、則謂之司空公、一公兼二卿、舉下以爲稱。」鄭玄の論據は「鄉老、二鄉則公一人」(注「王置六鄉、則公有三人也」というに在るが、この三公は自身明記する

通りであって、賈公彥が夏制とするのは鄭意を誤解したものである。(もともと地官序官の疏にこの鄭注を引いているのだから、そこでは周制を述べたものと解しているわけで、何故かか矛盾をおかすのか理解に苦しむ。)ただ、司徒・司馬・司空三公は、月令正義に「按書傳有司馬公・司徒公・司空公、領三卿、此夏制也」とあるように、夏制とするのが普通であるから、賈氏もそれに據ったのかもしれないが、それなら一公が一卿を領すとするべきである。

(91) 顧命至司寇 『尙書』顧命「(王)乃同召太保・奭・芮伯・彤伯・畢公・衛伯・毛公・師氏・虎臣・百尹御事。」傳「同召六卿下至御治事、太保・畢・毛稱公、則三公矣。此先後六卿次第、冢宰第一、召公領之、司徒第二、芮伯領之、宗伯第三、彤伯爲之、司馬第四、畢公領之、司寇第五、衛公爲之、司空第六、毛公領之、召芮彤畢衛毛、皆國名、入爲天子公卿。」正義「太保是三公官名、畢毛又亦稱公、知此三人是三公也、三人是三公、而與侯伯相次、知六者是六卿、衛侯爲司寇而位第五、知此先後是六卿次第也、……天子三公、皆以卿爲之、不復別置其人、高官兼攝下司者、漢世以來、謂之爲領、故言召公領之、毛公領之。」なお鄭注は、『毛詩』桑柔正義引に「芮伯入爲宗伯、畢公入爲司馬」とあり、孔傳と異なっているが、一方同淇奥正義引では「公兼官、以六卿爲正次」といい、孔傳と同様である。或いは桑柔正義の「宗伯」は司徒の訛か。(孫星衍は「鄭必別有據也」とい

う。

(92) 周監二代郁平文 『論語』八佾篇の文。

(93) 象天立官 天官篇題疏引「鄭目錄」「象天所立之官。」賈氏釋していう、「鄭云象天者、周天有三百六十餘度、天官亦揔攝三百六十官。」

### 補注

(1) 『儀禮疏』序に「故悉鄙情、聊裁此疏、未敢專欲、以諸家爲本、擇善而從、兼增己義、仍取四門助教李玄植、詳論可否」とあり、李玄植と討論した旨記しているが、『周禮疏』においても同様の人がいたことは十分考えられる。

(2) 二例ほど挙げておく。『事物紀原』卷一「典略載云、孫瓚表曰、皇義已來、始有君臣上下之事、由是推之、天皇以降、雖有儀分、固亦略矣、至大昊始正之也。」『群輔錄』引『論語摘輔象』「明由隳升級、必育受稅俗、成博受古諸、隕丘受延嬭、右燧人四佐、燧人出天、四佐出洛、金提主化俗、鳥明主建福、視墨主災惡、紀通爲中職、仲起爲海陸、陽侯爲江海、右伏羲六佐、六佐出世、宋均曰、宓戲不及燧人、故增二佐。」

(3) 同正義引『鄭志』に「答趙商云、先師以來、皆云火當（原文譌掌）爲北、當云黎爲北（原文作地、袁鈞考證曰、詩檜譜疏引尙書鄭志、答趙商云火當爲北、則黎爲北正、今據改）正」とあり、鄭玄は地官を北正と稱すと考えていたようである。もっとも黎が火正でないとするのではなく、檜譜正義に「黎一人居二官也、鄭順外傳之文、故云火正耳」というように、兼任とみたのであろう。

(4) 『書鈔』卷五〇引『五經異義』「今尙書夏侯・歐陽說、天子三公、一曰司徒、二曰司馬、三曰司空、九卿、二十七大夫、八十一元士、凡百二十、在天爲星辰、在地爲山川、古周禮說、天子立三公、曰太師・太傅・太保、無官屬、與王同職、故曰、坐而論道、謂之三公、又立三少、以爲之副、曰少師・少傅・少保、是爲三孤、冢宰・司徒・宗伯・司馬・司寇、是爲六卿之屬。」夏周の混同についての詳細は、皮錫瑞『駁五經異義疏證』参照。

(5) 『老子』第五十七章「我無爲而民自化、我好靜而民自正、我無事而民自富、我無欲而民自樸。」

周禮疏序官職一覽

朝名	官名
天皇・地皇	なし
人皇(隧皇)	公卿大夫
九皇・六十四民	不明
伏羲(大皞)	龍名の官
共工	水名の官
炎帝(神農)	火名の官
黃帝(軒轅)	雲名の官(緡雲氏等)
少皞(金天)	<p>五鳥 { 鳳鳥氏 玄伯 青丹 鳥趙鳥氏 氏氏氏氏 }</p> <p>五鳩 { 祝鳩氏(司徒) 睢鳩氏(司馬) 爽鳩氏(司寇) 鵙鳩氏(司空) 鵙鳩氏(司事) 五雉 }</p>
顓頊(高陽)	稷?(田正, 柱) 后土?(句龍) 句芒(春官木正, 重) 祝融(夏官火正, 犁) 蓐收(秋官金正, 該) 玄冥(冬官水正, 脩・熙)
帝嚳(高辛)	南正(天官, 重) 北正?(地官, 犁) 春官木正 夏官火正(犁) 秋官金正 冬官水正
堯(唐)	<p>六官(六卿) { 司徒(地官, 和伯→契) 秩宗(春官, 羲仲) 司馬(夏官, 羲叔) 士(秋官, 和仲→咎繇) 共工(冬官, 和叔) 司空(禹) }</p> <p>四岳(四伯) { 八伯(驩兜・共工・放齊・蔽) }</p>
舜(虞)	百揆(禹) 秩宗(伯夷) (四岳・八伯) 共工(垂) 典樂(夔) 虞(益) 納言(龍)
夏	三公 { 司徒 司馬 司空 } 九卿 { 六卿 三狐 } 二十七大夫 八十一元士
殷	六大 六府 五官 六工
周	三公 { 太師 太傅 太保 } 冢宰(奭) 司徒(芮伯) 宗伯(彤伯) 司馬(畢公) 司寇(衛侯) 司空(毛公)



## 序 周禮廢興

周公制禮之日。禮教興行。後至幽王。禮儀紛亂。故孔子云。諸侯專行征伐。十世希不失。鄭注云。亦謂幽王之後也。故晉侯趙簡子見儀。皆謂之禮。孟僖子又不識其儀也。至於孔子更脩而定之時。已不具。故儀禮注云。後世衰微。幽厲尤甚。禮樂之書。稍稍廢棄。孔子曰。吾自衛反於魯。然後樂正。雅頌各得其所。謂當時在者而復重雜亂者也。惡能存其亡者乎。至孔子卒後。復更散亂。故藝文志云。昔仲尼沒。微言絕。七十二弟子喪。而大義乖。諸子之書。紛然殺亂。至秦患之。乃潘滅文章。以愚黔首。又云。禮經三百。威儀三千。及周之衰。諸侯將踰法度。惡其害已。滅去其籍。自孔子時而不具。至秦大壞。漢興。至高堂生博士傳十七篇。孝宣世。后倉最明禮。戴德戴聖慶晉。皆其弟子。三家立于學官。案儒林傳。漢興。高堂傳禮十七篇。而魯徐生善爲容。孝文時。徐生以容爲禮官大夫。而瑕丘蕭奮。以禮至淮陽太守。孟卿。東海人也。事蕭奮。以授后倉。后倉說禮數萬言。號曰后氏曲臺記。授戴德戴聖。鄭云五傳弟子。則高堂生蕭奮孟卿后倉戴德戴聖。是爲五也。此所傳者。謂十七篇。卽儀禮也。周官。孝武之時始出。祕而不傳。周官後出者。以其始皇特惡之故也。是以馬融傳云。秦自孝公已下。用商君之法。其政酷烈。與周官相反。故始皇禁挾書。特疾惡。欲絕滅之。搜求焚燒之獨悉。是以隱藏百年。孝武帝始除挾書之律。開獻書之路。既出於山巖屋壁。復入于祕府。五家之儒。莫得見焉。至孝成皇帝。達才通人劉向子歆。校理祕書。始

得列序。著于錄略。然亡其冬官一篇。以考工記足之。時衆儒並出。共排以爲非是。唯歆獨識。其年尙幼。務在廣覽博觀。又多銳精于春秋。末年乃知其周公致太平之迹。迹具在斯。奈遭天下倉卒。兵革並起。疾疫喪荒。弟子死喪。徒有里人河南緱氏杜子春尙在。永平之初。年且九十。家于南山。能通其讀。頗識其說。鄭衆賈逵。往受業焉。衆逵洪雅博聞。又以經書記傳轉相證明爲解。逵解行於世。衆解不行。兼攬二家爲備。多所遺闕。然衆時所解說。近得其實。獨以書序言成王既黜殷命。還歸在豐。作周官。則此周官也。失之矣。逵以爲六卿大夫。則冢宰以下。及六遂爲十五萬家。緱千里之地。甚謬焉。此比多多。吾甚閔之久矣。六鄉之人。實居四同地。故云緱千里之地者誤矣。又六卿大夫。冢宰以下。所非者不著。又云多多者。如此解不著者多。又云。至六十爲武都守。郡小少事。乃述平生之志。著易尙書詩禮傳皆訖。惟念前業未畢者。唯周官。年六十有六。目瞑意倦。自力補之。謂之周官傳也。案藝文志云。成帝時。以書頗散亡。使謁者陳農求遺書于天下。詔光祿大夫劉向校經傳諸子詩賦。向輒條其篇目。撮其指意。錄而奏之。會向卒。哀帝復使向子歆卒業。歆於是摭群書。奏其七略。故有六藝七略之屬。歆之錄在於哀帝之時。不審馬融何云至孝成皇帝。命劉向子歆考理祕書。始得列序。著於錄略者。成帝之時。蓋劉向父子。並被帝命。至向卒。哀帝命歆卒業所脩者。故今文乖。理則是也。故鄭玄序云。世祖以來。通人達士。大中大夫鄭少翁及子大司農仲師。故議郎衛次仲。侍中賈君景伯。南郡太守馬季長。皆作周禮解詁。又云。玄竊觀二三君子之文章。顧省竹帛之浮

辭。其所變易灼然如晦之見明。其所彌縫奄然如合符復析。斯可謂雅達廣攬者也。然猶有參錯。同事相違。則就其原文文字之聲類。考訓詁。措祕逸。謂二鄭者。同宗之大儒。明理于典籍。恊識皇祖大經周官之義。存古字。發疑正讀。亦信多善。徒寡且約。用不顯傳于世。今讀而辨之。庶成此家世所訓也。其名周禮爲周官者。周天子之官也。書序曰。成王既黜殷命。滅淮夷。還歸在豐。作周官。是言蓋失之矣。案尙書盤庚說命泰誓之屬三篇。序皆云某作若干篇。今多者不過三千言。又書之所作。據時事爲辭。君臣相詰命之語。作周官之時。周公又作立政上下之別。正有一篇。周禮乃六篇。文異數萬。終始辭句。非書之類。難以屬之。時有若茲。焉得從諸。又云。斯道也。文武所以綱紀周國。君臨天下。周公定之。致隆平龍鳳之瑞。然則周禮起於成帝劉歆。而成于鄭玄。附離之者大半。故林孝存以爲。武帝知周官末世瀆亂不驗之書。故作十論七難。以排棄之。何休亦以爲六國陰謀之書。唯有鄭玄。徧覽群經。知周禮者乃周公致太平之迹。故能答臨碩之論難。使周禮義得條通。故鄭氏傳曰。玄以爲括囊大典。網羅衆家。是以周禮大行。後王之法。易曰。神而化之。存乎其人。此之謂也。

### 序周禮廢興

周公が禮を制定された當時は、禮の教えが行きわたっていたのであるが、その後幽王の代に至るころには（禮制は衰退し、根本である）禮と（末節である）儀とが混亂してしまっていた。孔子が

諸侯が勝手に征伐をとり行うようであれば、十世のうちに（政權を）失わないことはほとんどない。（鄭玄注）これもまた幽王以後のことをいう。」

と述べられたのは、このような（禮制が廢れてしまった）狀況を指しているのである。だから、晉侯と趙簡子は儀を見てそれを禮だと思ひ、また孟僖子も（自分が禮と考えているものが）儀であることがわからなかったのである。

孔子は（それ故）改めて（禮樂を）修復制定しようとしたのであったが、その時には（禮樂の書は）もう完全なものではなかった。それで「儀禮」の注に、

後世（次第に）衰微していったが、幽王・厲王のころがとりわけひどく、禮樂の書物は次第に廢棄されてしまった。孔子は、「私が衛から魯に歸つて後、はじめて音樂は正しいものとなり、雅頌の歌聲もそれぞれのあるべき位置におさまった」と言われたが、それはその當時なお残存しつつも重複混亂していたものを（整備したことを）意味するのである。どうして一旦亡びたものを存續させることができようか。

と説いているのである。孔子が卒くなられてからは、（禮樂の書は）また更に散亂していった。それで『漢書』藝文志に、

昔、仲尼が没して後、微妙なる言の葉は絶え、七十二人の弟子が死んでしまうと、大いなる義理は廢れてしまつて、諸子の書

が雑然と汨濫した。<sup>16</sup> 秦の代になるとそれをやっかないことと考  
え、そこで文章を焼き滅して民衆を愚蒙にしたのである。<sup>17</sup>  
というのである。

(藝文志には) また次のようにいう、<sup>18</sup>

禮經は三百あり、威儀は三千ある。周が衰えるに及んで、諸侯  
は(周の定めた) 法制を越え破ろうとして、それ(禮經威儀)  
が自分に都合悪いので、その書籍を滅し捨てさった。<sup>19</sup> (それ故も  
う) 孔子の時代から不備であったのだが、秦の代に至って(更  
に) 大きく破壊された。漢朝が興起し(て後)、高堂生が博士  
となって十七篇(の禮書)を傳えた。<sup>20</sup> 孝宣帝の世においては、  
后倉が最も禮學に明るかった。<sup>21</sup> 戴德・戴聖・慶晉はみなその弟  
子であり、三家とも學官に立てられた。

(次に) 儒林傳を見ると、

漢朝が興起してより、高堂生が『禮』十七篇を傳え、魯の徐生  
は禮の容儀に巧みであった。<sup>22</sup> 孝文帝のとき、徐生は禮容に巧み  
なるを以て禮官大夫となり、瑕丘の蕭奮は禮に精通しているこ  
とによって淮陽の太守となった。孟卿は東海の人である。蕭奮  
に師事して(禮を學び、それを) 后倉に傳授した。后倉は禮に  
ついて數萬言の書を著して『后氏曲臺記』と名づけ、戴德・戴  
聖に傳授した。

とある。(藝文志・儒林傳を合せ考えると) 鄭玄がいう所の「五傳  
の弟子」とは、即ち高堂生・蕭奮・孟卿・后倉および戴德と戴聖で、

これで五である。ここで傳えられたというのは十七篇の書、つまり  
『儀禮』を指している。<sup>23</sup>

『周官』の方は、孝武帝の時代にはじめて世に現れたが、(そのま  
ま宮中に) 祕藏されて(世間には) 傳わらなかった。『周禮』が(儀  
禮)より遅れて世に現れたのは、秦の始皇帝が特別にこの書を憎  
悪したためであった。その間の事情について、馬融の『周官傳』<sup>24</sup>  
に次のように述べている。

秦は孝公以後商鞅の法を用い、その政治は苛酷激烈で、『周官』  
(の王道)とは正反對であった。それ故始皇帝は、書物を所藏す  
ることを禁止した際にもこの書をとりわけ忌み嫌い、それを絶  
滅させようとして、探索や焼却も格別に徹底していた。そのた  
めに百年間隠し續けられていたのである。孝武帝は藏書の禁令  
を解かれ、書籍獻上の路をお開きになったのであるが、『周官』  
は山巖屋壁から出現した上に、またすぐ祕府に收められてしま  
ったので、五家の儒者たちもそれを見る機會を得なかつたので  
ある。孝成帝の世になって、博識大才の劉向の子の歆が祕府の  
書籍を校定整理し、『周官』は(ここにはじめて秩序ある姿と  
なり、『別錄』『七略』に著録されたのであった。しかし、その  
中の冬官一篇が失われていたので、(劉歆は)「考工記」を以て  
補充したのである。<sup>25</sup> その當時、多くの儒者が輩出したが、彼ら  
はみな(『周官』は) まったく書でないと思ひ、それを排除  
した。が、劉歆だけは(その價值を) 認識していた。<sup>26</sup> ただまだ

年若く、まず廣く（經典を）観ることが急務であつたし、また『春秋』に多くの精力を注いでいた（から『周官』にのみ傾倒できなかった）のであつた。晩年になって、ようやくそれが周公が太平を齎された（功業の）遺跡であり、その遺跡が具さにここに備わっていることを知つたのである。が如何せん、天下は風雲急を告げて兵革は並び勃發し、疾疫が蔓延して凶年續きという事態で、『周官』を傳うべき弟子も死亡してしまつたであつた。ただ里人の河南繆氏の杜子春なる者のみはなお健在で、永平の初めごろ、齡九十に近くして南山に居を構えておつた。彼は『周官』の句讀に通じ、經説にもなかなか詳しかつた。鄭衆と賈逵が彼のもとに向いて教えを受けた。鄭衆と賈逵は大才博聞の人であり、また經書と記傳を互いに参照證明して、『周官』の（）注解を作つた。賈逵の注解は世に廣く行われたが、鄭衆の注解は普及しなかつた。この二家の注解を合せとつてこそ備わつたものといえようが、（それでもなお注釋し）残した部分も多い。（このように完備したものではない）とはいへ、鄭衆が時々解説したものは眞實をほぼ把えている。ただ、『尙書』の序に、「成王は殷の天命を廢絶した後豊へ還御し、『周官』を作つた」とある「周官」が即ちこの『周官』に他ならぬと考へているのは、當を得ていない。（一方）賈逵が、六郷大夫は冢宰以下（の六卿）がこれを兼ねるとしたり、（また）六遂に及ぶまで十五萬家で千里の地に亘ると考へているのは甚

だしい誤りである。こういった類（の誤謬）はなお多々あり、私は長らく残念なことに思つていた。「六郷の人は、實際は四同の地域内に居住している。だから「千里の地に亘る」というのは、誤りなのである。また、六郷大夫は冢宰以下が兼ねるといふ説への批判内容は（馬融の『傳』には）記されていない。なお「多々あり」といふのは、このように解説に（先人への批判を）記していないものが多くあるといふのである。」

（馬融の『傳』に）また次のようにいふ、六十歳になつて武都の太守となつた。（武都）郡は小さく、事務量も少ない。そこで平生よりの素志を遂げたく思い、『易』『尙書』『詩』『禮』の傳を著しおえた。ただ、前々からの仕事のうち『周官』の傳のみ未完成であることを（遺憾に）思い、年は六十六にもなつて目もくらみ意志も弱くなつたのを、我と我が身を勵ましつゝ補正を加え（て完成させ）、それを『周官傳』と名づけた。

（ところで）藝文志を見ると、それには成帝のとき、書籍が相當散亂亡佚したので、謁者の陳農をして遺存の書を天下に探求させ、また光祿大夫の劉向に詔して經傳・諸子・詩賦（の祕書）を校定させられた。劉向は（一書の校定を終了するごとに）その篇目を各條に分け、その主旨を要約し（て鈔録を附載し）、著録して奏上した。劉向が（その仕事の途中で）亡くなつたので、哀帝は再び劉向の子の歆に命じて

父の仕事を繼續完成させられた。劉歆はかくして群書を總合（分類）して『七略』を奏上した。ここに六藝略をはじめとする七略が備わったのである。

とある。とすれば、劉歆の著録は哀帝の世に行われたものである。なのに一體どうして馬融は「孝成帝の世になって、劉向の子の歆に命じて祕府の書籍を校定整理させ、ここにはじめて秩序ある姿となり、『別錄』『七略』に著録された」などというのであろうか。思うに、成帝のときに劉向父子はともに帝の命を受け、向が亡くなってから、哀帝が（改めて）歆に命じて父のやりかけの仕事を完了させたということであろう。かく考えれば、（馬融の説も）文章としては舌足らずだが、理窟の方は通るわけである。

そして、鄭玄の（『周禮注』の）序には次のようにいう、

世祖（が中興されて）以來、博識通達之士である大中大夫鄭少贛・その子大司農仲師・故議郎衛次仲・侍中賈景伯・南郡太守馬季長といった方々が『周禮』の解詁を作った。

またいう、

玄はひそかに二三の君子の文章を拜見し、竹帛に著けられた言辭を檢討してみたが、その變更したところは晦に明光を見るが如くはっきりしており、その彌縫したところは割符を合せて分れたのを復原した如くびつたりしていた。まことに「大いに通じ博く採った」ものと稱し得よう。しかしそれでもなお錯誤があり、同じ事柄なのに（解釋が前後で）食違っている點もある

ので、その原文の文字の聲と類に従い、訓詁を考え、遺逸せる祕説をとり集めた。思うに、二鄭は同宗の大儒で、典籍に精通し、皇祖の大經たる『周官』の意義の大幹をも認識しておられた。（その注釋においては）古本の字を残しながら、疑問を提出し讀みを是正しているが、その説には本當に優れたものが多い。ただ、（注釋の施された部分が）少なくかつ（文章も）簡約であつたために、世の中には顯彰傳播されなかつた。それで私は、今自説をつけ加えて辨別し、鄭家で代々傳えられてきた訓詁を完成したいと念ずる次第である。

（だが、二鄭の説の全てに贊成できるわけではない。例えば鄭司農は、『周禮』をまた『周官』とも名づけるのは、周の天子の官職を記した書であるからである。『尙書』の序に「成王は殷の天命を廢絶した後豊へ還御し、『周官』を作った」とあると考えているが、その言は恐らく當を失している。按ずるに、『尙書』の盤庚・説命・泰誓などはみな三篇あつて、その序には「某某幾篇を作る」と書いてあるが、その多いものでも三千字を超えない。また『尙書』が（どうして）作られたの（かというところ）は、時事に基いて文辭をなしたものであつて、（もとは）君臣が互いに詰し命じた言葉なのである。（更にまた）『周官』を作った時には、周公はまた「立政」をも作つて上下の分を明らかにされたのであるが、（その「立政」は）ただ一篇しかない。然るに『周禮』は何と六篇もあるのである。

(かように) 字数は數萬も異なり、文體や辭句も『尙書』の類ではないのであるから、『周禮』を『尙書』の中に屬せしめることは認め難い。時には(二鄭にも)このような誤りがあるが、(その場合には) どうしてその説に従うことができようか。

(鄭玄の序に) またいう、

この道こそ、文王武王が周國を綱紀きぎ天下に君臨された所以であり、周公がそれを(書籍に) 制定されてかの隆盛太平を齎し、龍や鳳の瑞祥を招いたのであった。

『周禮』の興廢の歴史は) 以上の如き次第であるから、『周禮』(の學) は成帝の時代の劉歆によってその基礎が築かれ、鄭玄によって大成されたものである。が、『周禮』に附いたり離れたりする者が大半であったから、『周禮』に對する反撥も強く、林孝存は、武帝は『周官』が末世の瀆亂不驗みだりがましくあやしいの書であることを知っていたと考へ、「十論七難」を著してそれを廢棄しようとしたし、何休もまた『周禮』を六國の陰謀の書と見なした。(これに對し) 鄭玄一人は、遍く群經を學んで、『周禮』こそ周公の太平を齎した遺跡であることを知り、故に林碩の「十論七難」に答えてこれを論破し、『周禮』の義を條達させることができたのである。まさしく「鄭氏傳」に

玄は大いなる經典を總括し、衆家の説を網羅したく思う。という通りである。かくして『周禮』は大に行われ、後世の王たちの法典となつたのである。『易』に、

神の如くに變化せしめるのは、その人(の働き)に係っている。とあるが、まさにこの(鄭玄の) ことをいうのである。

校注

- (1) 周公制禮之日 『禮記』明堂位「周公相武王以伐紂、武王崩、成王幼弱、周公踐天子之位、以治天下、六年朝諸侯於明堂、制禮作樂、頒度量、而天下大服、七年致政於成王。」『隋書』李德林傳引『尙書大傳』「周公攝政、一年救亂、二年克殷、三年踐奄、四年建侯衛、五年營成周、六年制禮作樂、七年致政成王。」(『通鑑外紀』卷三引同) 制禮とは具體的には、『周禮』『儀禮』を作ったことをいう。漢唐の儒者はほぼ全て兩書を周公作と考えているが、賈公彥も同様である。例えば、『儀禮疏』序「至於周禮儀禮、發源是一、理有終始、分爲二部、並是周公攝政太平之書、周禮爲末、儀禮爲本。」
- (2) 禮教 『禮記』經解「恭儉莊敬、禮教也。」『毛詩』魯頌譜正義「泮水頌僖公能修泮宮、崇禮教。」
- (3) 孔子至不失 『論語』季氏篇の孔子の語を短く改めたもの。原文は、「孔子曰、天下有道、則禮樂征伐自天子出、天下無道、則禮樂征伐自諸侯出、自諸侯出、蓋十世希不失矣」に作り、『集解』引孔安國注に、「周幽王爲犬戎所殺、平王東遷、周始微弱、諸侯自作禮樂、專行征伐、始於隱公、至昭公十世、失政死於乾侯矣」とある。

(4) 鄭注 この章の鄭注と思われるものに、『毛詩』黍離正義引鄭注「平王東遷、政始微弱」および同節南山正義引鄭注「平王東遷、諸侯始專征伐」の二條があるが、注(3)引孔注と一致する。

(5) 晉侯至之禮 『左傳』昭公五年「公如晉、自郊勞至于贈賄、無失禮、晉侯謂女叔齊曰、魯侯不亦善於禮乎、對曰、魯侯焉知禮、公曰、何爲、自郊勞至于贈賄、禮無違者、何故不知、對曰、是儀也、不可謂禮、禮者所以守其國、行其政令、無失其民者也……禮之本末、將於此乎在、而屑屑焉習儀以亟、言善於禮、不亦遠乎、君子謂叔侯於是乎知禮。」同昭公二十五年「子大叔見趙簡子、簡子問揖讓周旋之禮焉、對曰、是儀也、非禮也、簡子曰、敢問、何謂禮、對曰、吉也聞諸先大夫子產、曰、夫禮、天之經也、地之義也、民之行也、天地之經、而民實則之。云云」

(6) 孟僖至其儀 『左傳』昭公七年「公如楚、鄭伯勞于師之梁、孟僖子爲介、不能相儀、及楚、不能答郊勞、……公至自楚、孟僖子病不能相禮、乃講學之、苟能禮者從之。」

(7) 至於至不具 『史記』孔子世家「孔子之時、周室微而禮樂廢、詩書缺、追迹三代之禮、序書傳。」同儒林傳「禮固自孔子時而其經不具。」

(8) 儀禮注 燕禮「笙入立于縣中、奏南陔白華華黍」の注文。

(9) 後世至廢棄 『史記』儒林傳「夫周室衰而關雎作、幽厲微而禮樂廢、諸侯恣行、政由疆國、故孔子闕王路廢而邪道興、於是

論次詩書、修起禮樂、……自衛返魯、然後樂正、雅頌各得其所。」

(10) 孔子至其所 『論語』子罕篇の文。『集解』引鄭注「反魯、魯哀公十一年冬也、是時道衰樂廢、孔子來還、乃正之、故曰雅頌各得其所也。」

(11) 謂當至者乎 按ずるに、この説、鄭衆に本づくか。劉寶楠『論語正義』卷十一「周禮大師注鄭司農云、論語曰、吾自衛返魯云云、時禮樂自諸侯出、頗有謬亂不正、孔子正之、二鄭皆以雅頌得所爲整理其篇第也。」

(12) 藝文志云 總敘の文。但しこの引用は節略であり、今本『漢書』とかなり異なるがある。

(13) 昔仲至義乖 劉歆「移書讓太常博士書」(『漢書』劉歆傳)「文選」卷四三「及夫子沒而微言絕、七十子終而大義乖。」

(14) 七十二弟子 今本作七十子。顏師古注「七十子、謂弟子達者七十二人、舉其成數、故言七十。」

(15) 諸子之書 今本書作言。

(16) 紛然殺亂 原文殺作散、今本作殺。加藤氏云、「當據正。」按ずるに、紛・散語義相副わず、また師古注に「殺、雜也」とあれば、唐本の殺に作りしこと明らかなり。蓋し鈔者上の「復更散亂」に涉りて誤りしならん。今、今本に據りて改む。

(17) 至秦至黔首 賈誼『新書』過秦上「及秦皇、……於是廢先王之道、焚『漢書』項籍傳贊引同、『文選』卷五一作燔」百家之

言、以愚黔首。」

(18) 又云 六藝略禮敍の文。

(19) 禮經至三千 『禮記』禮器「經。禮。三百。曲。禮。三千。」注「經

禮、謂周禮也、周禮六篇、其官有三百六十、曲猶事也、事禮、

謂今禮也。」同中庸「禮。儀。三百。威。儀。三千。」↓補注(1)

(20) 及周至法度 『漢書』刑法志「周道衰、法度墮。」

(21) 惡其害己 原文害己作周亡、永懷堂本・殿本作害己、今本

『漢書』亦作害己。 盧文昭『鍾山札記』卷二「古害字作周、

故易與用字相混、且有誤作周者、如序周禮廢興言諸侯惡其害己、

舊本誤作周亡、……以形近致譌。」翁方綱『經義考補正』卷五

說同。 加藤氏云、「(殿本)蓋據原文(『漢書』改也。按ず

るに、諸説是なり。今改む。

(22) 滅去其籍 『孟子』萬章下「北宮錡問曰、周室班爵祿也、

如之何、孟子曰、其詳不可得聞也、諸侯惡其害己也、而皆去其

籍。」

(23) 自孔至不具 注(7)參照。

(24) 至高至七篇 今本作魯高堂生傳十七篇。 江永『群經補

義』卷三「儀禮十七篇、惟冠・昏・相見・士喪・既夕・士虞・

特牲七篇是士禮、其餘則爲天子諸侯大夫之禮、而喪服一篇、上

下通用、不得言士禮也、此志(『漢書藝文志』傳士禮三字恐有誤、

儒林傳云、高堂生傳禮十七篇、無士字(按今本漢書儒林傳云、

魯高堂生傳士禮十七篇、有士字、後漢書儒林傳云、前書、魯高

堂生、漢興傳禮十七篇、江氏所謂儒林傳、當指此前書矣)、賈公

彥序周禮廢興引此志云、漢興、至高堂生博士十七篇、蓋博士之

博訛爲傳、而傳字易爲禮、遂誤作傳士禮耳、賈氏所引唐初本、

尙未誤也。」按ずるに、江說非なり。『史記』儒林傳に「於今

獨有士禮、高堂生能言之」とあり、また『漢書』儒林傳にも

「(后)倉等推士禮而致於天子」とあるから、漢代に「士禮」の

稱があつたことは確實である。更に『漢紀』卷二十五に「禮始

於魯高堂生傳士禮十八篇」とあり、今本が訛であるともいえな

い。江說の非は以て明白であるが、しかし下の儒林傳に於ても

また士字が無いことからみて、直ちに今本に據つて改めること

もできない。また高堂生が博士と爲つたことについても、『史

記』『漢書』には見えないが、『儀禮疏』卷一に「漢興、求錄遺文

之後、有古書今文、漢書云、魯人高堂生爲漢博士傳儀禮十七篇

是今文也」とあり、賈氏には據る所があつたらしい。以上、

今本『漢書』との異同についてはなお疑問が残るが、今姑く舊

(25) 孝宣至明禮 今本孝上有訖、明下無禮。

(26) 高堂至七篇 今本高上有魯、禮上有士。 注(24)參照。

(27) 善爲容 今本容作頌、下同。師古注「頌讀與容同。』『史記』

儒林傳作容。

(28) 鄭云至五也 「禮題疏」鄭君六藝論云、案漢書藝文志・儒

林傳云、傳禮者十三家、唯高堂生及五傳弟子戴德戴聖名在也。



……六藝論云五傳弟子者、熊氏云、則高堂生・蕭奮・孟卿・后倉及戴德戴聖爲五也、此所傳、皆儀禮也。」なお『困學紀聞』卷五参照。

(29) 此所至禮也 前注参照。漢代に於ては、十七篇は單に『禮』と稱されるのが普通で、『儀禮』の名稱が用いられるのは西晉ごろからであるというのが定説である。例えば、黃以周「儀禮周禮非古名說」(『經說略』卷一)に、「十七篇之禮、古祇稱禮、對記言曰禮經、合記言曰禮記、自西晉之初、禮記之名爲小戴四十九篇所奪、於是儀禮之名。」

(30) 周禮 周禮なる語は『左傳』の文公十八年・閔公元年・昭公二年に見えているが、いずれも周の禮制の意味であり、書名として用いたのは劉歆に始まるようである。『漢紀』卷二五「劉歆以周官經六篇爲周禮、王莽時歆奏以爲禮經、置博士。」詳しくは皮錫瑞「論周官改稱周禮始於劉歆武帝盡罷諸儒即其不信周官之證」(『經學通論』卷三)参照。

(31) 馬融傳 馬融撰『周官傳』の自序。朱彝尊『經義考』卷二一はこの「馬融傳」を『後漢書』として引用し、馬國翰『玉函山房輯佚書』も所謂「七家後漢書」の一部であろうとしているが、下文の「又云至六十云云」は明らかに『周官傳』の序であるから(馬氏もこの部分は『周官傳』序として収録、『後漢書』説は誤りであろう。今、『經義考補正』・『周禮正義』唐晏『兩漢三國學案』等の説に従う。

(32) 其政酷烈 『漢書』刑法志「秦人其生民也阨隘、其使民也酷烈。」同揚雄傳「秦法酷烈。」

(33) 孝武至之律 『漢書』惠帝紀に「(四年)三月甲子、……省法令妨吏民者、除挾書律」とあり、また同劉歆傳にも「至孝惠之世、乃除挾書之律」とあり、挾書の律は已に惠帝の世に除かれており、この説は史實に合わない。蓋し、實際には武帝の世に至って書物がようやく備ってきたので、馬融が錯覺したのである。注(30)の皮氏論文にも「惠帝已除挾書之律、非始武帝、融蓋以周官武帝時出而爲此説」とある。

(34) 開獻書之路 『漢書』藝文志總敘「漢興、改秦之敗、大收篇籍、廣開獻書之路、迄孝武世、書缺簡脫、禮壞樂崩、聖上喟然而稱曰、朕甚閔焉、於是建藏書之策、置寫書之官、下及諸子傳説、皆充祕府。」『隋書』經籍志總敘「武帝置太史公、命天下計書、先上太史、副上丞相、開獻書之路、置寫書之官、外有太常太史博士之藏、內有延閣廣內祕室之府。」(按隋志本於七略。なお河間獻王についても、『釋文』敍錄に「河間獻王開獻書之路」と見える。

(35) 出於山巖屋壁 『周禮』が山巖屋壁から出たということとは『漢書』に記されていないが、後漢においては、河間獻王との關係でかかる傳説があったらしく、『六藝論』にも「周官、壁中所得六篇」(『禮題疏』引)とある。

(36) 五家之儒 注(28)の五傳弟子を指す。『周禮正義』卷一にて

を引き、孫詒讓は釋して、「五家、蓋謂高堂生・蕭奮・孟卿・后倉・戴德・戴聖、禮記正義孔序引六藝論所謂高堂生及五傳弟子是也。」

(37) 達才通人 ともに漢代における常用の讚辭だが、兩者並用の例としては、『史記』田敬仲世家贊「易之爲術、幽明遠矣、非通人達才、孰能注意焉。」

(38) 著于錄略 劉向および『別錄』と『周禮』との關係は餘り明確ではないが、『七略』を踏襲したとされる『漢書』藝文志には、「周官經六篇王莽時、劉歆博士」と著錄されている。

(39) 亡其至足之 「考工記」を以て『周禮』を補った者については、この馬融の劉歆説の他に、有力なものとして、「禮題疏」引『漢書』説・『隋書』經籍志・『釋文』斂錄引或説等の河間獻王説がある。

(40) 時衆至獨識 宇野精一氏はこの読み方について、「普通は衆儒が非としたのは周禮の僞であることを指したものとし、劉歆は獨りこの周禮の是なるを識(知)ってゐたと解してゐるやうであるが、吳澄が既に、然冬官久亡、以考工記補之、考工記乃前世能識古制者所作、先儒皆以爲非、惟歆獨識之、而五官亦復錯雜、傳至于今、莫敢是正(周禮考註卷一)」と論じてゐるやうに、衆儒が非としたのは考工記を非としたといふ意味に解すべきであらう。……私見によれば、劉歆が整理をした時に冬官が闕けてゐては六官としての體裁が整はないし、旁々適當と思

はれる考工記があつたのでそれを以て冬官を補い、合して一部の周禮六篇としたことを諸儒が是に非ずとして排したが、劉歆は獨り之を識(著錄)したといふ意味であると思ふ。」「中國古典學の展開(二九三頁)」という。史實としては宇野氏のいわれる通りかもしれないが、文章自體はやはり、衆儒が『周禮』を正統なものでないと排したのに對し、劉歆だけはその價値を認識していた、ととる方が自然である。また「禮題疏」に「至孝成時、通人劉歆校理祕書、始得列序、著于錄略、爲衆儒排棄歆獨識之、知是周公致太平之道」とあり、孔穎達等も同様の讀み方をしてゐたことは確かである。

(41) 其年至博觀 『漢書』劉歆傳「河平中、受詔與父向領校祕書、講六藝傳記、諸子詩賦數術方技、無所不究。」劉歆が校書を命じられたのは三十代半ばである。

(42) 多銳精于春秋 同右「及歆校祕書、見古文春秋左氏傳、歆大好之、……及歆治左氏、引傳文以解經、轉相發明、由是章句義理備焉。」

(43) 喪荒 大宰「以九式均節財用、……三曰喪荒之式。」注「荒、凶年也。」

(44) 緱氏 縣名、河南郡に屬す(今の河南省偃師縣の南)。「隋書』經籍志が人名とするのは誤り。

(45) 鄭衆至業焉 『後漢書』鄭衆傳・賈逵傳には、杜子春に師事したことは見えない。『釋文』斂錄に「河南緱氏杜子春受業於

歆、還家以教門徒、好學之士鄭與父子等多往師之、賈景伯亦作周禮解詁」というのはこの馬融説に基くのであろうが、賈逵についての書き方は曖昧である。

(46) 洪雅 大雅と言うに同じ『爾雅』釋詁「洪、大也」。班固「西都賦」(『文選』卷二)「大雅宏遠、於茲爲羣。」李善注「大雅、謂有大雅之才者、詩有大雅、故以立稱焉。」

(47) 以經書記傳轉相證明爲解 原文無傳字。阮元云、「轉當作傳。」按ずるに、經書記三字、文義備ならず、阮説是に似たり。然れども「轉相」もまた常語なれば(例えば注(42)の劉歆傳)、轉字必ずしも訛ならず。以上勘案し、今、記の下に傳字を補う。

(48) 達解至不行 『後漢書』賈逵傳には逵が『周禮解詁』を著したことを明記してあるのに、鄭衆傳ではその周禮學について何も記さないのは、その反映かもしれない。

(49) 獨以至之矣 説、下に見ゆ。「書序」は周官篇の序。

(50) 達以至以下 『周禮正義』卷一七「云郷大夫每郷卿一人者、賈疏云、六郷則卿六人、各主一郷之書、然總屬司徒、非六官典兼郷大夫、知者、以鄭注大司馬云軍吏選於六官六郷之吏爲之、既六官六郷並言、故知別置、沈彤云、郷老、二郷一人、注以爲三公兼之、而郷大夫每郷卿一人、則不以六卿兼、郷老無專職、……故三公可兼、若郷大夫、則職專而所掌多、故別置而不以六卿兼也、如或兼之、亦與公之兼郷老常暫殊矣、案沈説是也、賈氏敘周禮廢興引馬融傳云、賈逵以爲、六郷大夫、則冢宰以下、

是賈景伯以此六郷大夫、即六官之長、説文麗部云、郷、國離邑、民所封郷也、封圻之中、六郷六卿治之、蓋用賈説、今攷郷大夫云、正月之吉、受教法于司徒、退而頒之于其郷吏、明郷大夫與六官之長異、儻如賈説、則司徒即郷大夫之一、豈得自掌教法而自受之乎、況郷遂内外相副、遂官之爵、唯較郷官差一等、儻郷大夫即以六官之長爲之、則遂大夫爲中大夫、又當以六官之貳小宰小司徒等爲之乎、其亦不可通矣。」なお劉師培『周禮集注述疏』(『劉申叔遺書』所收)卷十は、郷老が王の三公に相當することに基き、先秦諸書に記載される諸國の制度を検討して賈逵説を支持しているが、『周禮』自體の解釋としては馬鄭説およびそれを敷衍した孫氏説の方が勝っている。

(51) 及六至謬焉 地官序官(郷老)注に「司勳職曰、掌六郷之賞地、六郷地在遠郊之内、則居四同、鄭司農云、百里内爲六郷、外爲六遂」とあり、また載師注に「杜子春云、……五十里爲近郊、百里爲遠郊、玄謂……凡王畿内方千里、積百同、九百萬夫之地也、有山陵林麓川澤溝瀆城郭宮室塗巷、三分去一、餘六百萬夫、又以田不易一易再易、上中下相通、定受田者三百萬家也、遠郊之内、地居四同、三十六萬夫之地也、三分去一、其餘二十四萬夫、六郷之民、七萬五千家、通不易一易再易、一家受二夫、則十五萬夫之地、……甸稍縣都、合居九十六同、八百六十四萬夫之地、……以十八分之、十三率之、則其餘六百二十四萬夫之地、通上中下六家而受十三夫、定受田二百八十八萬家也、其在。

甸七萬五千家爲六遂、餘則公邑」とあり、鄭玄が王城より百里の遠郊、即ち方二百里内を六郷七萬五千家、王城より百里以上二百里以内の甸、即ち方四百里内を六遂七萬五千家と考えていたこと、および杜子春・鄭衆も彼とはほぼ同意見であったことが知られる。この鄭玄説は、六遂は方千里で十五萬家とする賈逵説と異なる。馬融も賈説に反對しているからには鄭説と大約一致していたと思われるのだが、地官序官疏引賈馬説に「六郷之地、在遠郊五十里内、五十里外置六遂」とあり、郊制においてはかえって賈逵と一致し、鄭説と相違している。従って賈説の詳細はもとより、馬融の反駁の理由も不明である。この點について劉師培（前注と同じ）は、「賈馬先鄭、則均以畿制爲正方、故均以郷郊爲同地、遂居郷郊之外、特賈馬説郊制、又與先鄭不同、賈馬以遠郊五十里内爲六郷、故五十里外、即爲六遂、……據馬以五百里爲都鄙、蓋以百里爲甸、二百里爲稍、三百里爲縣、四百里爲都、其詮釋遂制、蓋以六遂七萬五千家、惟居郊外距國百里之甸地、與六郷七萬五千家、惟居五十里郊内者、其制相符、……若賈氏之義、于甸稍縣都所在、與馬氏同、惟不以六遂所在、惟屬甸地、蓋以六郷七萬五千家、自居五十里郊内、六遂七萬五千家、則分居五十里甸地迄于五百里之畿、……夫賈説與馬不同者、蓋以遂人掌治野下云夫間有遂、遂上有徑、又云萬夫有川、川上有路、以達于畿、知遂人所掌、橫甸甸稍縣疆之中、惟彼之意、蓋以六遂之制、與國路相經緯、古制由畿適國、

遂均直達、即遂人所云道路凡與國都方位相值者、概爲賓客羈旅所率由、由是與道路相遷之區、自郊外以迄四畿、別爲遂制、爲七萬五千家所分處、此賈氏意也」という。明解な説ではあるが、賈公彦と同様、賈注の原文を「六郷及六遂爲十五萬家」とした上で、「六郷及び六遂を十五萬家と爲す」と讀み、賈逵も六遂そのものは七萬五千家としていたと考えているのは、果して賈逵の原意を得たものかどうか疑わしい。なお後考を俟つ。

(52) 六郷之人 按ずるに、此より以下、「如此解不著者多」に至るまで、賈公彦の馬融傳解説の文。

(53) 實居四同地 注(51)引地官序官注參照。

(54) 故云至誤矣 賈公彦は蓋し「六郷大夫」の六郷が下にもかかるとみ、「六郷は」六遂に及ぶまで十五萬家と爲し、千里の地に亘る」とでも讀んだのであろうが、賈逵も六郷が千里に亘るといつているわけではなく、賈公彦説は完全な誤解である。但し、譯文では賈公彦の讀み方に従つておく。

(55) 至六十爲武都守 永和三年（一三八）のこと。なお馬融の年譜については拙稿「馬融私論」（東方學報第五二冊）參照。

(56) 郡小 「續漢書」郡國志五「武都郡 七城、戶二萬一百二、口八萬一千七百二十八。」 城數・戶數とも全郡中の最少の部に屬する。

(57) 著易尙書詩禮傳 「後漢書」馬融傳「著三傳異同説、注孝經・論語・詩・易・三禮・尙書・列女傳・老子・淮南子・離騷。」

なお『禮』とは『儀禮』を指すと思われるが、十七篇全體ではなく、喪服篇のみの傳である。

(58) 謂之周官傳 『後漢書』儒林傳下「馬融作周官傳、授鄭玄。」

(59) 劉向校經傳諸子詩賦 原文校下有書字、今本『漢書』無。

按ずるに無き者は、今、今本に據りて刪る。

(60) 蓋劉至脩者 『漢書』劉歆傳「河平中、受詔與父向領校秘書、

……哀帝初即位、……復領五經、卒父前業、歆乃集六藝羣書、種別爲七略。」

(61) 今文乖理則是也 「馬融傳」の「劉向子歆」は「劉向の子の歆」と讀むのが自然であり、また注(40)引「禮題疏」によつて

孔穎達等もそう解していたことは確かであるが、下に「著于錄略」とあるよりみれば、馬氏の原意は「劉向とその子歆」ということかもしれない。もしそう讀むことができれば、文も乖いてはいない。

(62) 鄭玄序 『周禮正義』卷一「案此鄭周禮序佚文、詩鄭譜序孔

疏所云鄭於三禮論語、爲之作序、是也、舊蓋附三禮目錄、今亦並佚、賈氏所引、亦非全文。」この序が『三禮目錄』に收められていたことは、『釋文』敍錄に「二鄭信同宗之大儒、今贊而辨之」の二句が『三禮目錄』として引かれていることより證される。

(63) 通人達士 『後漢書』盧植傳「古文科斗、近於爲實、而厭抑

流俗、降在小學、中興以來、通儒達士班固・賈逵・鄭興父子、

並敦悅之、今毛詩・左氏・周禮各有傳記、其與春秋共相表裏。」

(64) 大中大夫鄭少贛及子大司農仲師 原文贛下有名興二字、師下有

有名衆二字。臧庸『三禮目錄』案語「名興名衆四字、蓋後人所加。」按ずるに臧説是なり。今從いて四字を刪る。なお注

(73) 参照。

(65) 故議郎衛次仲 衛宏が『周禮解詁』を著したことは他書に見

えない。

(66) 周禮解詁 この「周禮解詁」は必ずしも全て固有の書名では

なく、一般的名稱として用いているようである。なお宇野氏前

掲書五頁参照。

(67) 二三君子 堯典篇題正義引鄭玄「書贊」「我先師棘子下生安

國、亦好此學、衛・賈・馬二三君子之業、則雅才好博、既宜之矣。」

(68) 如合符復析 この句は「符を合せて復た析つが如し」と讀む

のが普通であるが、それだと意味が轉倒するので、陳澧は「疑當作析符復合」(『東塾讀書記』卷一五)といっている。この陳説は頗る有力であるが、復を動詞とみれば一應意味が通じるので、今は敢て文を改めずにおく。

(69) 雅達 これ以前の明確な使用例は見當らない。後代のものと

して、『孔叢子』連叢子上「雅達博通、不世而出。」陸機「辨亡論」上(『文選』卷五三)「弘敏而多奇、雅達而聰哲。」

(70) 參錯 著述の批評語としての例は他に見當らないが、用例と

しては、『春秋繁露』玉杯「其居參錯、非襲古也。」『三國志』(魏書)夏侯玄傳「未聞整齊、豈非分敍參錯、各失其要之所由哉。」

- (71) 聲類 秋官序官「庶氏」注「庶讀如藥煮之煮、驅除毒蠱之言、書不作蠱者、字從聲。」又「雍氏」注「雍讀如鬻小兒頭之鬻、書或作夷、此皆鬻草也、字從類耳。」疏「字從類耳者、人髮之鬻從髮、雍草還草下爲之、故云類也。」按ずるに段玉裁『周禮漢讀考』は「類者、周禮序所云字之聲類也」といい、またその序に「(鄭君序)曰猶有差錯、同事相違、則就其原文字之聲類、考訓詁、拮秘逸、謂己補正之功也、訓詁必就其原文、而後不以字妨經、必其就字之聲類、而後不以經妨字、不以字妨經、不以經妨字、而後經明、經明而後聖人之道明、點畫謂之文、文滋謂之字、音讀謂之名、名之分別部居、謂之聲類、周時大司徒鄉大夫保氏所教、外史所達、大行人所諭聽者、漢四百年間、儼然衆著、魏李登以成書、沿至陸法言等八人、猶能知其厓略、夫不習聲類、欲言六書治經、難矣」とあり、段氏は聲類を一語とみてゐる。鄭玄の原意は段説に近いかもしれぬが、譯は賈説に據る。
- (72) 拮秘逸 『漢書』藝文志・兵書略敍「武帝時、軍政楊僕拮、遮遺逸、紀奏兵錄。」
- (73) 二鄭者同宗之大儒 冢宰疏「二鄭皆康成之先、故言官不言名字、杜子春非己宗、故指其名。」鄭珍『鄭學錄』卷一「鄭少贛興・仲師衆父子、史傳爲河南開封人、而康成謂是同宗、古人

於同高祖者稱同族、同始祖者稱同宗、不同宗族者稱同姓、然則康成於二鄭、蓋同始祖者、其分支遷徙、當時譜牒自明、以其於先世爲兄弟、故周禮注稱官以致敬、賈氏謂二鄭皆康成之先、匪誣也。」

- (74) 皇祖大經周官 未詳。皇祖とは周公を指すのであろうが、周公を皇祖と稱した例はないし、彼を漢家の祖とする説もない。また『周禮』を大經と稱する例も知られない。或いは經で句か。
- (75) 存古字 二鄭の用いたテキストは、大率鄭玄いわゆる「故書」に一致する。

(76) 發疑正讀 蓋し「某當爲某」「某讀爲某」の類をいう。

- (77) 寡且約 寡とは蓋し二鄭注の重點主義的傾向をいい、約とは結論のみを記す文體をいう。因みに馬融は、賈逵と鄭衆の『左傳』注を評して「賈君精而不博、鄭君博而不精」(『後漢書』馬融傳)といっている。
- (78) 不顯傳于世 上文の「馬融傳」にも「衆解不行」とあった。

- (79) 其名至從諸 原文其上有○。この部分が誰の文章であるかについて諸説あり。『經義考』・王謨『漢魏遺書鈔』・『通德遺書所見錄』・黃奭『高密遺書』・袁鈞『鄭氏佚書』・『兩漢三國學案』の諸書はみな「庶成此家世所訓也」までを「鄭玄序」として収録しているから、この部分は賈公彥の説とみたのであろう。(孫詒讓も、『周禮正義』卷一では「賈氏所引、亦非全文、又與賈辨證語淆混莫辨、今稽覆文例、審定錄之」と斷つて「庶

成此家世所訓也」までを「鄭玄序」としているが、『尙書駢枝』においては、「賈疏序周禮廢興引鄭君周禮敘云」として、「案尙書至若干篇」の部分を引きしている。が、「是言蓋失之矣」以下は明らかに「其名至作周官」という説に反駁するものであるから、朱氏等は「其名至作周官」までが鄭玄説の引用で、「是言蓋失之矣」以下は賈公彥の反論と見なしていたものと思われる。

そのことをはっきり指摘したのが盧文弨で、『鍾山札記』卷三に「是言蓋失之矣已下、是賈公彥語」といい、また「書鄭司農集後」(『抱經堂文集』卷一三)では「其名至周天子官也」を「鄭玄序」中の語としている。これに對し臧庸『三禮目錄』は「是言蓋失之矣」までを収録し、案語に「以周禮爲卽周官、此鄭仲師説、馬季長周官傳序、亦議其失」とある。がこの部分は明らかに一連の文章であるから、臧氏の説は不當である。以上總じて按ずるに、鄭注本『尙書』には周官篇はなく、鄭玄は「周官亡」と考えていたのであるから(堯典篇題正義及『尙書今古文注疏』参照)、『周禮』と『尙書』周官篇を同一視するはずはなく、盧氏等の説は成立し得ない。また賈公彥は僞古文を信じていたわけであるから、もし彼が『周禮』と『尙書』周官篇が異なることを説かんとするなら僞古文を持出して「鄭君未見古文周官」とでもいえば足り、何も書序や體例を論ずる必要はない。つまり「是言蓋失之矣」以下は周官篇が存在せずしてはじめて必要な議論であり、更に『周禮』と『尙書』周官篇を同一とす

るのが鄭衆であることを合せ考えれば次の如く結論できよう。即ち、「其名至從諸」は全て「鄭玄序」の文章であり、そのうち「作周官」までが鄭衆説の引用、「是言蓋失之矣」以下が鄭玄の反論である。なお○印は鄭氏書の寫本にでも表示されていたものが轉載されたのであろうが、全文の體例上不要なので、今、意を以て刪る。

(80) 其名周禮爲周官者 原文爲下有尙書二字。按ずるに、これ『周禮』の一名『周官』たる所以を説き、事未だ尙書周官に及ばず。尙書二字當に有るべからず。蓋し鈔者下文書序に涉りて二字を傍記し、また誤りて正文に入りしならん。今、意を以て二字を刪る。

(81) 盤庚說命泰誓之屬 原文庚下有康誥二字。臧庸『拜經日記』卷六「按書序云、作盤庚三篇、作說命三篇、作泰誓三篇、此並一書而分上中下、故引此三者爲證、若康誥、雖與酒誥・梓材同序、然文本三篇、非盤庚・說命之比也、康誥二字、或讀者記其旁、後誤入、故不得其次、在說命泰誓之上。」按ずるに臧説是なり。今從いて二字を刪る。↓補注(2)

(82) 某作若干篇 疑うらくは某作誤倒。

(83) 君臣相誥命之語 『尙書』序正義「夏商周之書、皆誥。誥誓命之事、……三王之書、惟無典謨以外、訓誥。誓命。歌。賁。征。範。類。猶有八、獨言誥者、以別而言之、其類有八、文從要約、一誥兼焉、何者、以此八事皆有言以誥示、故摠謂之誥。」

(84) 作周至之別 『史記』魯周公世家「成王在豐、天下已安、周之官政未次序、於是作周官別其宜、作立政、以便百姓。」堯典篇題正義に「其百篇次第、於序孔鄭不同、……孔以周官在立政後第八十八、鄭以爲在立政前第八十六、……不同者、孔依壁內篇次及序爲文、鄭依賈氏所奏・別錄爲次」とあり、鄭玄も『史記』と同様、「周官」の後に「立政」が作られたと考えていたらしいことが知られる。

(85) 綱紀周國 『毛詩』檇樸「勉勉我王、綱紀四方。」箋「我王、謂文王也。」

(86) 致隆平 班固「東都賦」(『後漢書』班固傳及『文選』卷一)「即土之中、有成隆平之制焉。」趙岐『孟子』題辭「帝王公侯遵之、則可以致隆平頌清廟。」

(87) 龍鳳之瑞 『玉海』卷一九八引『尚書中候摛雒戒』周公旦即攝七年、鸞鳳見、冀茨生、青龍銜甲、元龜背書。」又卷一九九引『中候』「周公攝命七年、歸政成王、沈璧於河、榮光暮河、青雲浮至、青龍御元甲、臨壇吐圖而去。注云、周公攝政、歸美成王、制禮作樂、天下治和、榮光五色、從河水出、幕覆其上、浮雲從榮光中來、青龍者、蒼帝聖威仰之使也。」

(88) 附離之者大半 未詳。或いは王莽が『周禮』を利用したことををいうか。

(89) 林孝存 鄭珍「康成弟子臨頌」(『巢經集』卷一)「按林頌・林孝存一人也、名頌、字孝存、康成弟子、後漢書孔融傳、爲北

海相、郡人甄子然・臨孝存知名早卒、融命配食縣社、其姓作臨、與鄭玄傳同、而魏志注引續漢書、融爲北海相、郡人甄子然孝行知名、融令配食縣社、蓋傳本寫脫臨姓、淺人不知別一人、以存字爲行之誤、因改作孝行知名爲句也、漢紀云、使甄子然臨配食縣社、臨下又脫孝存、皆當據後書補正、其姓皆作臨也、毛詩檇樸・闕宮正義・禮記王制目錄正義、亦皆作臨頌、惟禮記王制正義・周禮女巫疏・司馬序官疏及此廢興序、並作林頌、蓋頌姓本臨字、當以荀紀・范書爲得其實、改作林非也、據伏滔青楚人物論云、後漢時、鄭康成・周孟玉・劉祖榮・臨孝存・侍其玄矩・孫寶碩・劉公山、皆青士有才德者(見『世說新語』言語篇)、所舉康成・寶碩六人、皆是稱字、知孝存亦是字。」『周禮正義』卷一「臨林字通、後漢書及三國志注並云、北海臨孝存、即與鄭同里後進。」按するに、本來の姓としては臨に作るべしと思われるが、孫氏もい如く臨林は音通字であり、林が誤りと決めつけることはできない。今なお舊に據る。

(90) 十論七難 『鄭學錄』卷三「十論七難、今不能詳、康成所答、其遺文見經疏者、禮記王制內二條、周禮內三條、毛詩內二條而已、唯女巫疏引答難、歌哭而請者、其文首尾完具、詩檇樸正義稱、臨頌引詩三處六師、以難周禮、鄭釋之云云者、亦足見所答之一端、闕宮序官三引、皆是答此事、王制兩引、無難義而有答辭、蓋是頌持王制田祿、以難周禮、鄭答之也、自此三事而外、皆無攷。」鄭說また「康成弟子臨頌」に見ゆ。



(91) 鄭玄編覽群經 鄭玄の博學ふりは『後漢書』本傳に詳しい。

例えば、「遂博稽六藝、粗覽傳記、時覩祕書緯術之奧。」

(92) 知周至之迹 冢宰注「周公居攝而作六典之職、謂之周禮、營邑於土中、七年致政成王、以此禮授之、使居雒邑治天下。」なお上文に據れば、これは劉歆の見解を繼承したものの。

(93) 答林碩之論難 『後漢書』鄭玄傳「又著……答臨孝存周禮難。」また注(90)参照。なお皮錫瑞に『答臨孝存周禮難疏證』一卷(『鄭志疏證』附錄)あり。

(94) 鄭氏傳曰玄以爲 『拜經日記』卷六「此引范史後漢書鄭君傳贊(按當爲論)耳、當云鄭元傳以爲云云、文有衍語。」按ずるに臧說非なり。唐時、「鄭玄自序」・『鄭玄集』なお存し、また所謂「七家後漢書」および「鄭玄別傳」も殘存すれば「鄭氏傳」未だ必ずしも即ち范氏書の文ならず。今なお舊に據る。

(95) 後王之法 『荀子』不苟「百王之道、後王是也。」又非相「欲觀聖王之跡、則於其粲然者矣、後王是也。」『漢書』董仲舒傳「五百年之間、守文之君、當塗之士、欲則先王之法、以戴翼其世者甚衆、然猶不能反、日以仆滅、至後王而後止。」

(96) 易曰神而化之存乎其人 繫辭上傳第十二章の文。今本『周易』化作明。按ずるに、繫辭下「通其變、使民不倦、神而化之、使民宜之」と混同したものであろう。

### 補注

(1) 鄭玄を始めとして、韋昭(藝文志注)・顏師古(同上)・孔穎達(禮題疏)等、漢唐諸儒の多くは、三百を『周禮』、三千を『儀禮』にあてているが、賈公彦も同様である。『儀禮』大題疏「周禮は統心、儀禮は履踐、外内相因、首尾是一、故周禮已言周、儀禮不須言周、周可知矣、且儀禮亦名曲禮、……言儀者、見行事有威儀、言曲者、見行事有屈曲、故有二名也。」ただしこれは注(1)の「周禮は末、儀禮は本」の説と矛盾する。

(2) 孫詒讓『尙書駢枝』は、これと逆の方向で解釋し、古本書序は「作康誥三篇」に作っていたと考える。曰く、「依鄭說、書序盤庚云作盤庚三篇、說命云作說命三篇、泰誓云作泰誓三篇、康誥敘文、蓋正與彼同、此鄭以前本也、若如今本、則與彼三序殊異、鄭不宜并數之、古酒誥・梓材、本皆冢康誥、爲上中下篇、故韓非子說林篇云、康誥曰毋彝酒者、彝酒常酒也、今其文在酒誥、是秦以前、酒誥亦稱康誥、而梓材可以類推矣、又法言問神篇云、昔之說書者序以百、而酒誥之篇俄空焉、今亡夫、揚子蓋不知古無酒誥梓材之名、因見書百篇、凡著篇目者、皆列於敘、惟酒誥有目而敘不見、故云俄空、不及梓材者、亦文不具也、今以意推定先秦故敘、蓋云作康誥三篇、其書中篇目、則酒誥爲康誥中、梓材爲康誥下、與盤庚・說命・泰誓同、至西漢時、所傳尙書、則書中篇目別題酒誥梓材、故尙書大傳有酒誥梓材傳、而敘則仍其舊、有篇數無篇名、蓋自伏生・史遷以迄馬鄭本皆如是、

揚子因盤庚・泰誓中下篇、皆不別著篇名、獨酒誥梓材當篇各自有題署、敍與彼不相應、因而獻疑、否則同敍異篇、若大禹・皋陶謨・棄稷諸篇多、何獨致疑於酒誥耶。」が、『韓非子』の例はいわゆる孤證であり、また『法言』も、汪榮寶『法言義疏』によれば、脱簡の箇所をあけたままにしておく心使いが今の學

者にはなくなつたという意味であり、必ずしも酒誥の序が消滅したという意味に斷定できない。更に、『尙書正義』では大題および堯典篇題の二疏において、鄭玄本も含め篇數と書序について論じているが、この問題については何もいっていない。以上により、孫氏説は認め難い。